

平成30年度 第2回 土壤汚染対策検討委員会 次第

日時：平成30年8月1日（水）午前 10 時から午後0時 30 分まで
場所：東京都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

1 開 会

2 議 題

(1) 都における土壤汚染対策制度の見直しに係る検討について

（パブリックコメントについて）

① パブリックコメントの実施結果

（規則及び指針に係る検討について）

② 第1回検討委員会 指摘事項等について

③ 規則事項3 ①調査・対策に係る報告書等 ②台帳

④ 指針事項1 ②地下水調査の方法

⑤ 指針事項2 ①対策の目標及び措置の内容

⑥ 指針事項2 ②施工時の基準及び自然由来等基準不適合土壌

(2) その他

3 閉 会

【配布資料】

- 資料 1 パブリックコメントの実施結果について
- 資料 2 平成 30 年度第 1 回土壌汚染対策検討委員会における継続検討事項の整理
- 資料 3 規則事項 3 記載事項 ①調査・対策に係る報告書等 ②台帳
- 資料 4 指針事項 1 調査 ②地下水調査の方法
- 資料 5-1 指針事項 2 対策 ①対策の目標、措置の内容
- 資料 5-2 指針事項 2 対策 ②施工時の基準、自然由来等基準不適合土壌

- 参考資料 1 土壌汚染対策検討委員会設置要綱
- 参考資料 2 平成 30 年度第 1 回検討委員会議事録（委員限り）
- 参考資料 3 都の土壌汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール（案）
- 参考資料 4 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案（土壌汚染対策制度）に
 関して頂いた御意見とそれに対する都の考え方について（案）（委員限り）

別冊資料（委員のみ）

関連規程等、法改正関連資料

平成 29 年度（第 1 回～第 3 回）、平成 30 年度第 1 回検討委員会資料一式

これまでの検討の経過（平成 30 年度第 1 回検討委員会事項追加版）

都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について（中間とりまとめ）

「土壤汚染対策検討委員会」委員名簿

[50 音順・敬称略]

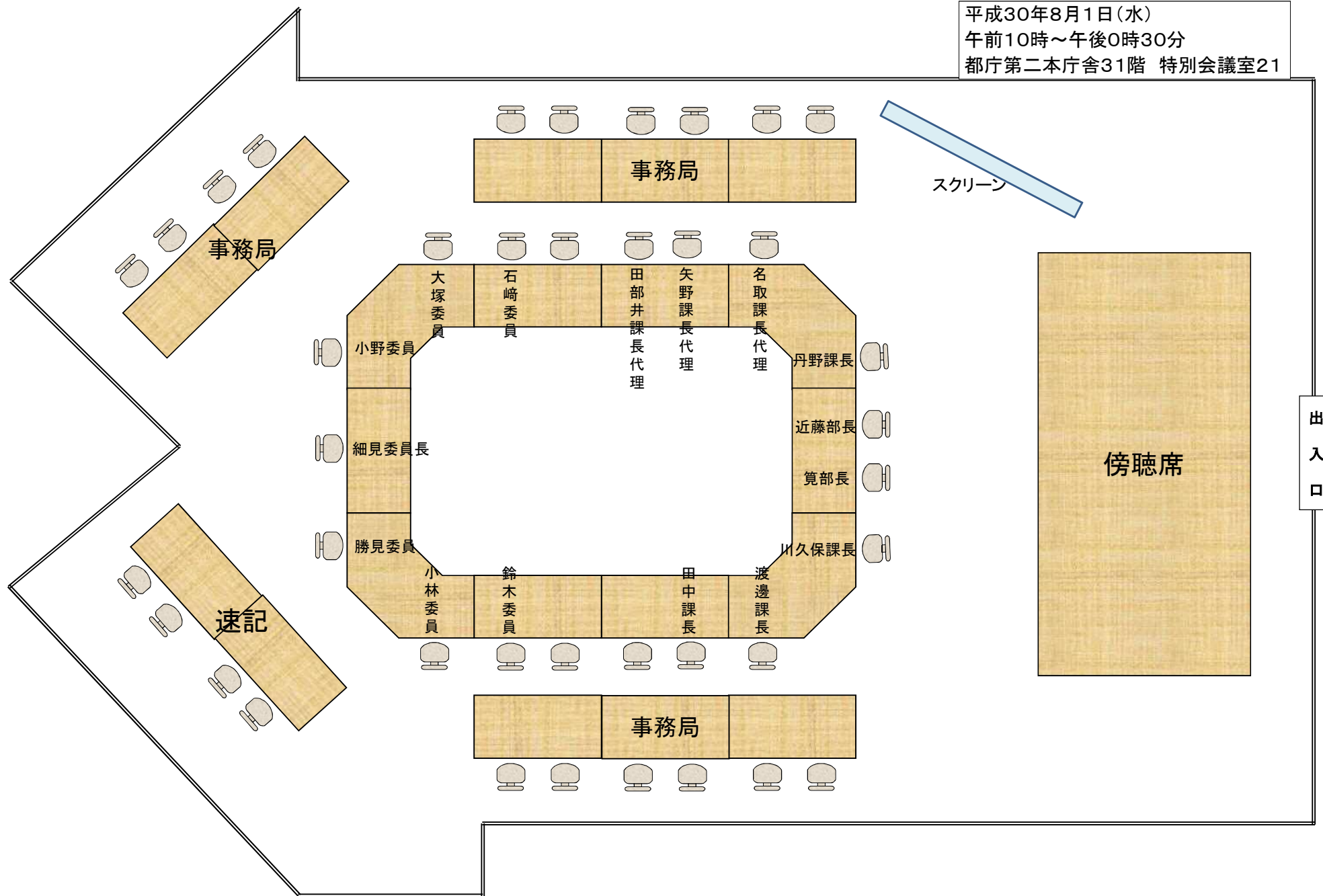
氏名	現職	専門分野
石崎 利一	全国中小企業団体中央会	中小企業経営
大塚 直	早稲田大学 法学部 教授	法律（環境法）
小野 恭子	国立研究開発法人 産業技術総合研究所 主任研究員	リスク評価
勝見 武	京都大学大学院 地球環境学堂 教授	地盤工学
小林 剛	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 准教授	環境安全科学 環境動態解析
鈴木 弘明	一般社団法人 土壤環境センター 技術委員会 副委員長 (原所属：日本工営株式会社)	土壤汚染 調査・対策
(委員長) 細見 正明	東京農工大学大学院 工学研究院 教授	環境化学工学 土壤汚染

「土壤汚染対策検討委員会」事務局名簿

氏名	所属
笥 直	環境局環境改善部長
近藤 豊	環境局環境改善技術担当部長
川久保 ルミ子	環境局環境改善部計画課長
渡邊 昇	環境局環境改善部化学物質対策課長
丹野 紀子	環境局環境改善部土壌地下水汚染対策担当課長
田中 利和	環境局多摩環境事務所環境改善課長
名取 雄太	環境局環境改善部化学物質対策課統括課長代理 (土壌地下水汚染対策総括担当)
矢野 明子	環境局環境改善部化学物質対策課課長代理 (土壌地下水汚染対策担当)
田部井 健	環境局環境改善部化学物質対策課課長代理 (土壌地下水汚染対策担当)

平成30年度 第2回 土壤汚染対策検討委員会 座席表

平成30年8月1日(水)
午前10時～午後0時30分
都庁第二本庁舎31階 特別会議室21



資料 1

パブリックコメントの 実施結果について

1

パブリックコメント実施結果(目次)

□ パブリックコメント実施結果

- 概要
- 集計結果
- 主な意見
- 条例改正に向けて

パブリックコメント実施結果(概要)

○ 意見募集対象

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例改正案(土壌汚染対策制度)について

○ 募集期間

平成30年6月4日(月曜日)から平成30年7月3日(火曜日)まで

○ 提出方法

郵送、電子メール、FAX

□ 提出者数 15名
□ 意見総数 181件

3

パブリックコメント実施結果(集計結果)

- 項目毎における賛成、反対、助言、質問などの意見はあったものの、条例改正自体への反対はなかった。
- 実施時に分類した19の項目全てに対して意見提出があった。

項目(上位10項目)	件数
汚染土壌による健康被害の防止に係る汚染除去等命令(第114条関係)	29
地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等(第115条関係)	21
土壌汚染対策指針の作成等(第113条関係)	18
台帳(新規)	14
工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(①調査)(第116条第1項関係)	11
工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(③調査義務承継)(第116条第4項関係)	11
工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(④汚染があった場合の命令)(第116条第2項関係)	11
土地の改変時における改変者の義務(②適用除外)(第117条第1項関係)	9
工場又は指定作業場の廃止又は施設除却時の義務(②調査の猶予)(第116条第1項関係)	7
法との重複に係る整理(規則・指針事項)	7

➡ すべての意見に対して、回答を記載し、実施結果として発表予定

4

パブリックコメント実施結果(主な意見)

○項目ごとの主な意見と都の考え方

項目	主な意見	都の考え方
第113条関係 (目的、対象物質)	リスクの定義を明確化すべきという意見が多数	基準値は法やその他の法令の考え方を踏まえて設定することにより、根拠を明確化
	ダイオキシン類、油、1, 4-ジオキサン、アスベスト、放射性物質を条例の規制対象等として規定すべき	法の特定有害物質として定められていないことから、条例上の規制対象とする予定はない。
第114条関係 (健康被害のおそれのある土地の対策)	法と同様の健康リスクの考え方を導入することについて、賛否あり(賛成である、過剰である)	健康リスクの考え方を導入し、法との整合を図ることが規制の合理化の観点から必要
	飲用井戸の定義に関する質問、飲用井戸情報の提供に関する意見が多数	土壌汚染対策について対応を要する飲用井戸の考え方については、引き続き検討。飲用井戸情報の提供は、個人情報保護に留意しながら適切な提供を検討
第115条関係 (地下水汚染地域の調査要請)	飲用利用がない場合でも一定濃度を超える汚染がある場合に対策を求めることについて、賛否あり	地下水環境保全の観点から、地下水汚染時の調査対策は従来から規定されており、今回の改正はその要件を明確化したもの

5

パブリックコメント実施結果(主な意見)

○項目ごとの主な意見と都の考え方

項目	主な意見	都の考え方
第116条関係 (①調査)	・調査期限を「廃止の30日前まで」を「廃止後120日以内」とすることについて、賛意 ・調査未実施になるおそれが高まる等の懸念の意見	・法と整合し「廃止後120日以内」とする。 ・調査未実施に対する懸念は、違反者公表の規定、調査未実施時の承継、操業中からの調査の活用推進等により対応を検討
第116条関係 (②調査猶予)	・猶予要件を明確化すべき ・猶予要件の法とのかい離が大きいので整合性を図るべき	・猶予の要件は、条例・規則で明確化 ・要件は、汚染原因者責任の考え方から、法よりも限定した範囲で条例独自の設定が必要
第116条関係 (③調査義務承継)	土地所有者への調査義務の承継について、承継の条件、手続き等について慎重に検討すべきとの意見が複数	条例としては汚染原因者責任を原則としつつ、汚染原因者責任が果たされない場合に限って土地所有者の状態責任に基づく調査義務を導入したもの。
第116条関係 (④汚染があった場合の命令)	・所有者等が自発的に措置を行う場合も事業者への命令は必要か ・地下水汚染が拡大するおそれがある場合の命令は、飲用利用の可能性のない土地は対象外とし、敷地外への汚染の流出防止に限定すべき	・所有者による自発的な措置も可能 ・115条相当の場合の命令は、地下水利用の可能性のない土地を適用除外することや措置の目的を限定

6

パブリックコメント実施結果(主な意見)

○項目ごとの主な意見と都の考え方

項目	主な意見	都の考え方
第116条関係(⑤対策義務の承継)	条例の対策義務を所有者に当然に承継させることは過度な負担であり、法の手続きに委ねるべき	汚染による健康被害の防止という条例の目的を達成するため、限定的な状態責任に基づき、所有者等に対して対策義務を課す規定は必要
第116条関係(⑦操業中の調査)	操業中の調査の規定を設けることについて、反対の意見なし	操業中の調査の実施方法、利用方法、調査報告後の扱い等について、誤解のないよう十分に周知
第117条関係(②適用除外)	適用除外の要件について、拡大解釈や混乱を防ぐため、限定列举すべき	限定列举では対応が難しいため、拡大解釈や混乱が生じないように書きぶりにて規則を規定する。
台帳	・「汚染地」の情報の公開については賛成が多数 ・「汚染が確認されなかった届出」等の情報公開については賛否あり	・「汚染地」の情報公開は先行して実施 ・「汚染が確認されなかった届出」等の情報については、将来的な公開に向け引き続き検討

7

パブリックコメント実施結果(条例改正にむけて)

○全体としては、原案の考え方のおりで条例案を作成していく。

○細かい部分については、意見を踏まえて原案から変更する事項あり

項目	対応案(方向性)
条例第116条 所有者への対策義務の承継	汚染による健康被害の防止という条例の目的を達成するため、限定的な状態責任に基づき、所有者等に対して対策義務を課す規定は必要と考えているが、命令を発出する規定の要否は慎重に検討する。その他、義務を課す場合の条件、義務を課す方法等について、検討し整理する。
条例第116条 工場等廃止時における調査猶予	猶予の確認及び取消については、行政法上の準法律的行政行為として整理し、条件の付与は行わないこと、変更時の届出を義務付けること、取消の要件を明確にすることとする。
条例第116条 調査報告の期限	工場等廃止時の調査報告の期限は、廃止の120日後又は当該敷地において土壌の掘削を行う日の30日前のいずれか早い日とすることを検討する。
法との重複の整理 拡散防止計画書・完了の届出のみなし	法と条例の重複する案件の手続きを合理化すると同時に、条例に基づく指導の根拠を残すことを目的として、引き続き規定を検討する。

8

資料 2

平成30年度第 1 回

土壤汚染対策検討委員会における継続 検討事項の整理

1

継続検討事項

- 「高濃度汚染」を的確な表現に修正
⇒「一定濃度を超える汚染」と言い換え
- 条例117条適用除外の「日常性・緊急性」の表現
・文言について再検討
- 事業由来以外の汚染の取扱い
・事業由来以外(たとえば焼夷弾等)とが原因と考えられる
汚染の対応について検討
- 災害用井戸に関する整理
・各区市の地域防災計画の調査
・水質の監視や処理の程度の確認

(追加)

- 第114条及び第115条に基づく“対策計画”の名称

2

規則改正(方向性)

- 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 土地の切り盛り、掘削等建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更。ただし、次に掲げる行為については、この限りでない。
 - ア 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるものの新設、改修又は増築
 - イ 用水又は排水施設の設置
 - ウ 木竹の植栽、植え替え等のための掘削
 - エ 既存道路の補修（新設や拡幅を含むものを除く）
 - オ 上記アからエに掲げるもののほか、汚染の拡散のおそれがなく、かつ日常性・緊急性を要する行為と認められるもの
 - カ 改変面積300㎡未満の工事でかつ改変箇所において既往調査で基準超過が判明した経緯のないこと
 - キ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 二 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の対象となる行為

日常性・緊急性を
分かりやすい表現に修正

3

第117条の適用除外行為の表現

規則改正(方向性)修正案

- 条例第117条第1項に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。
- 一 土地の切り盛り、掘削等建築物その他の工作物の建設その他の行為に伴う土地の形質の変更。ただし、通常の管理行為、軽易な行為、又は非常災害時の行為として次に掲げる行為については、この限りでない。
 - ア 敷地内の水道管又は下水道管その他これらに類するものの新設、改修又は増築
 - イ 用水又は排水施設の設置
 - ウ 木竹の植栽、植え替え等のための掘削
 - エ 既存道路の補修（新設や拡幅を含むものを除く）
 - オ 上記アからエに掲げるもののほか、汚染の拡散のおそれがなく、かつ日常性・緊急性を要する行為アからエに掲げる行為に類すると認められるもの
 - カ 改変面積300㎡未満の工事でかつ改変箇所において既往調査で基準超過が判明した経緯のないこと
 - キ 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
 - 二 土壤汚染対策法第4条に基づく届出の対象となる行為

適用除外となる行為
の基本的な考え方を
整理

「日常性・緊急性」という言葉で示すイメージが、定義を細かく定めたとしても疑義が残るため、「既に掲げた行為に類する」とこととした

4

<高濃度汚染であっても対策命令がなじまない土地の対応>

課題

第二溶出量基準超過又は第二地下水基準超過を対策の要件とすることは、基準が明確になる一方で、土地の状況等によっては、対策の効果が見込まれない土地に対しても対策を命じる状況がありうる。

<対策の効果が見込まれないと考えられる状況>

- ・自然由来(海水由来)による地下水汚染
- ・敷地外からの汚染地下水の流入
- ・将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない地域
(例:法に基づく埋立地管理区域に相当するような土地)

見直しの考え方

事業由来でないと考えられる
汚染事例の取扱いの整理

以下の場合には、高濃度汚染が確認されても対策を必要としないこととする

- ・当該土地の地下水の汚染の原因が当該敷地内の土壌汚染に由来しないことが
明らかな場合⇒高濃度の基準(第二溶出量基準・第二地下水基準)の適用除外
- ・将来にわたり地下水の飲用利用が見込まれない土地として規則で定める要件
⇒調査要請・対策命令の対象外【条例案としてパブコメ案に反映】

5

事業由来以外の汚染の取扱い

○事業由来以外(たとえばもらい汚染や焼夷弾等)が原因と考えられる汚染の対応について

<事業由来以外の汚染が確認された時の対策命令について>

- ・条例第116条は、汚染原因者責任の考えに基づき有害物質取扱事業者に調査・対策義務を課しているもの
- ・汚染の原因が明らかに当該事業者によるものでないと認められる場合には、事業者に対策させることが適当でないと考えられる。



汚染の原因が明らかに当該事業者によるものでないと認められる場合には、対策命令を発出する際に、命令の可否を慎重に検討

6

検討の過程で、主に条例のみの案件を扱う区市から質問・意見の多かった事項

- ・井戸の取水口の深度と帯水層の関係(表層の汚染で深井戸の飲用リスクになるのか?)
- ・使用頻度の低い災害用井戸の扱い(高濃度の汚染は別途対応することで担保出来ないか?)



地下水の利用状況等に係る要件を、法施行規則第30条を参考に、次のように定める。
ただし、条例独自に地下水汚染対策を行うことを前提に、一部の規定を条例独自の記載とする。(具体的な適用の考え方は、通知事項)

規則改正(方向性)

○ 前項第一号アの要件は、地下水の流動の状況等から見て、地下水から検出された特定有害物質の濃度が別表〇の地下水基準を超えたとすればその汚染が拡大するおそれがあると認められる範囲に、次の各号のいずれかの取水口又は地点があることとする。

- 一 地下水を人の飲用に供するために用い、…取水口(法施行規則第30条第1号)
- 二 地下水を水道法…取水施設の取水口(法施行規則第30条第2号)

三 …地域防災計画等に基づく…取水口(法施行規則第30条第3号)。ただし、当該井戸の水質が設置者によって監視され、飲用に供するにあたり処理を実施することとされている場合は、この限りでない。

四 地下水基準を超える地下水の湧出を主たる原因として、…(法施行規則第30条第4号)

各区市の地域防災計画等を調査

7

災害用井戸に関する整理

＜災害用井戸 調査結果＞

	地域防災計画で井戸水を飲用利用すると明記している区市	うち定期的な水質確認を実施している区市	うち災害時の想定使用期間の設定状況
区	5	5	明確に定まっていない。
市	8	8	ほとんど明確に定まっていない。 一部、想定期間「5年」との回答あり。

- ✓ 年1回程度の水質確認は実施されているものの、項目は区市によりばらばらであり、特定有害物質を完全に網羅しているとは限らない。
- ✓ 水処理を行って利用する等の記載はない。
- ✓ 全体として使用頻度は少ないと考えられるものの、一部は常に飲める状態にしているところもある。また想定の使用期間は定まっていない。

規則改正 (方向性) 修正

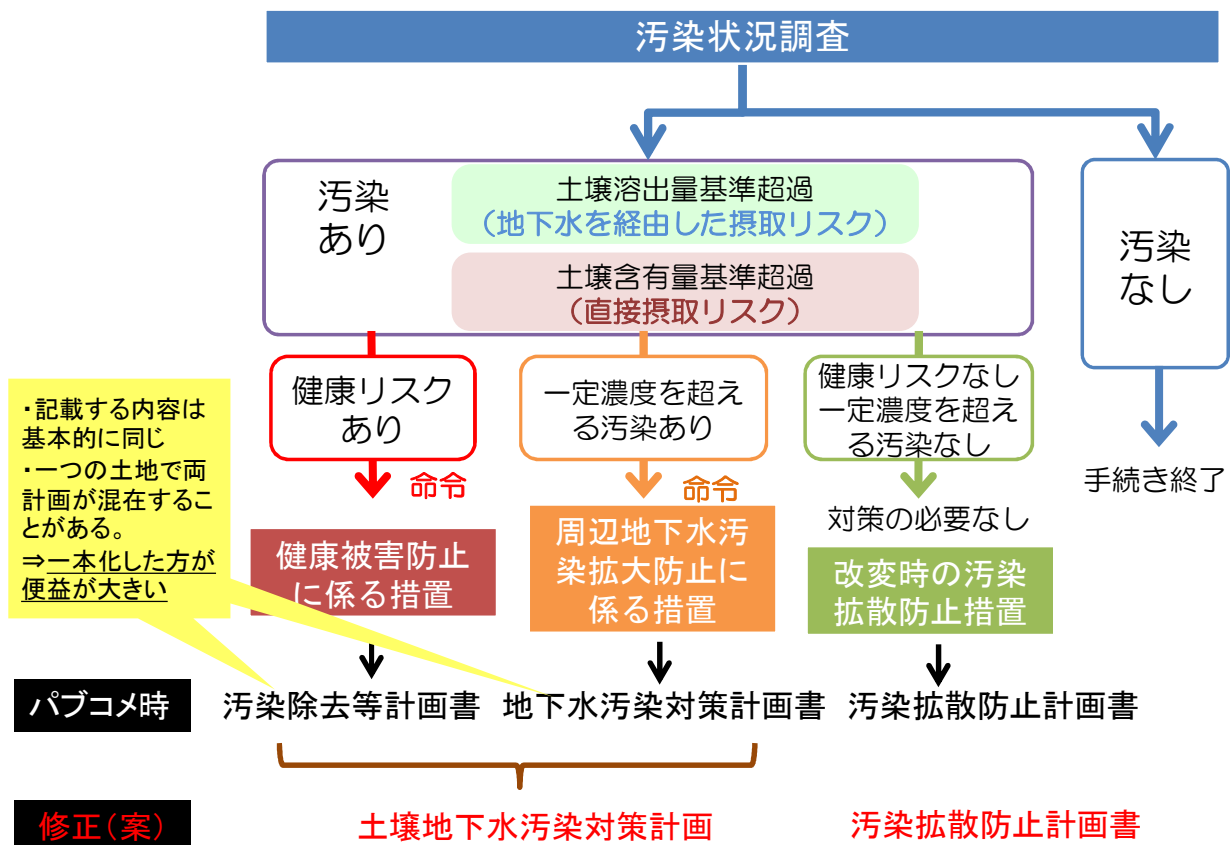
災害用の飲用井戸も使用する際には、一定期間使用する可能性があり、飲用リスクは無視できない。

→除外規定の設定は困難か

→周辺で土壌汚染が確認された際に、防災部署に連絡・調整したうえで、必要に応じて飲用で使用する計画を改める等の対応が妥当ではないか

8

第114条及び第115条に基づく“対策計画”の名称



資料 3

【規則事項 3 (記載事項)】

調査・対策に係る報告書等、台帳

1

条例規則 様式一覧(現行)

様式	名称	関係条文	検討予定
第30号	汚染処理計画書	第114条、第115条	検討項目②
第31号	汚染処理(汚染拡散防止措置)完了届	第114条～第117条	検討項目④
第32号	土壤汚染状況調査報告書	第115条～第117条	検討項目①
第33号	汚染拡散防止計画書	第116条、第117条	検討項目③
第34号	土地利用の履歴等調査届出書	第117条	(事務局で検討・整理)

本資料の検討課題

検討課題

規則事項のうち調査報告、対策計画、台帳の記載事項、添付資料について検討する。

検討項目			概要
①	調査	土壌汚染状況調査報告書 (現行と同じ名称)	条例改正内容を反映し、改正後の法との整合も考慮して様式及び添付資料を検討する。
②	対策・拡散防止	土壌地下水汚染対策計画書 (現・汚染処理計画書)	
③		汚染拡散防止計画書 (名称同じだが、内容異なる)	
④		措置の完了に係る届出書 (現・汚染処理(汚染拡散防止措置)完了届出書)	
⑤	台帳(新規)		台帳制度を設けるにあたり台帳様式及び添付資料等について検討する。

3

調査報告、対策計画、台帳の 記載事項、添付資料の検討方針

現 状

○調査報告等で提出を求めている添付資料の多くが、「届出の手引き」等には記載しているものの、条例規則や様式上には明記されていない。

○改正法で記載事項、添付書類が追加される予定⇒整合が望ましい

方向性(案)

○今回の条例改正の内容を反映する。

○報告書等に添付すべき書類については、規則に明記する。

○改正後の法の記載事項及び提出書類との対応関係を整理する。

4

検討項目①土壌汚染状況調査報告書

現行施行規則(調査報告書)

規則第55条

条例第115条第1項、第116条第1項及び第117条第2項に規定する土壌の汚染状況の調査は、次に掲げる事項(条例第115条第1項に規定する調査の場合は、第3号及び第4号を除く。)について行うものとし、その調査結果の報告は、別記第32号様式による土壌汚染状況調査報告書によらなければならない。

- 1 有害物質の使用及び排出の状況
- 2 有害物質による土壌等の汚染状況
- 3 地下水等の状況
- 4 今後の土地の利用計画

現行様式

土壌汚染状況調査報告書

年 月 日

東京都知事 殿

住 所
氏 名
(法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)

第115条第1項
第116条第1項の規定により、土壌の汚染状況
第117条第2項
調査を実施しましたので、次のとおり報告します。

工場若しくは指定作業場の名称又は事業の名称	
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	
有害物質の使用状況	△別紙()のとおり
有害物質の排出状況	△別紙()のとおり
汚染状況の概況	調 査 方 法 △別紙()のとおり 調 査 結 果 △別紙()のとおり
汚染状況の詳細	調 査 方 法 △別紙()のとおり 調 査 結 果 △別紙()のとおり
地下水等の状況及び今後の土地の利用計画(条例第115条第1項に基づき調査を除く。)	△別紙()のとおり
車受付欄	
連絡先 所 属 氏 名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)	

備考 1 車印の欄には記入しないこと。
2 △印の欄には、報告書に添付する各別紙に一連番号をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

5

検討項目①土壌汚染状況調査報告書

	改正前	改正後(案)
様式記載事項	氏名、名称、住所、法人代表者氏名	変更なし
	工場、指定作業場の名称又は事業の名称	変更なし
	工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	変更なし
	—	(116条1項のみ) 調査の契機(工場等の廃止にあってはその廃止の日、全部若しくは主要な施設の除却にあっては土壌の掘削を行う日)
	○有害物質の使用及び排出の状況	有害物質の使用及び排出の状況並びに特定有害物質による汚染が確認された経緯があれば、その詳細
	○有害物質による土壌等の汚染状況	調査方法 試料採取地点及び年月日
		調査結果 分析結果、分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の汚染状況調査の結果に関する事項
		調査方法 調査結果 記載の削除
	—	調査を受託した者の氏名又は名称
	○地下水等の状況	変更なし(記載すべき事項は指針で整理)
	○今後の土地の利用計画	調査項目から様式事項に変更する
添付書類	—	(第115条、第116条)当該工場又は指定作業場の図面(特定有害物質の使用及び排出の状況がわかるもの)
	—	(第116条(除却時)、第117条2項)土地の改変を行う場所及び改変深度を記した図面
	—	調査に係る土地の周辺の地図
	—	調査に係る土地の場所及び採取地点、採取深度を明らかにした図面

※○は現行条例施行規則で調査項目とされているもの。それ以外は様式事項。赤字は現在の内容との変更点

6

検討項目①土壤汚染状況調査報告書

	改正後(予定)	変更理由
様式記載事項	(116条1項のみ) 調査の契機(工場等の廃止にあってはその廃止の日、全部若しくは主要な施設の除却にあっては土壤の掘削を行う日)	<新規> ・届出に期限があることから、廃止日又は主要な施設の除却予定日を明記
	試料採取地点及び年月日	<変更> ・法の記載事項と合わせて明確化 (※法は3条の場合は「試料採取を行った日時」となっている。14条は「年月日」)
	分析結果、分析を行った計量法第107条の登録を受けた者の氏名又は名称その他の汚染状況調査の結果に関する事項	<削除> ・詳細調査の調査義務がなくなるため削除
	【汚染状況の詳細】記載の削除	
添付書類	調査を受託した者の氏名又は名称	<新規> ・法の記載事項を参考に明確化 (調査を指定調査機関に実施させることは、指針の規定)
	(第115条、第116条)当該工場又は指定作業場の図面(特定有害物質の使用及び排出の状況がわかるもの)	<新規> ・手引のみに記載されている項目を明文化
	(第116条(除却時)、第117条2項)土地の改変を行う場所及び改変深度を記した図面	・調査が必要な場所及び深度を明らかにするため
	調査に係る土地の周辺の地図	<新規> ・調査を行なった場所を明らかにするため ・採取地点、採取深度を明らかにするため
	調査に係る土地の場所及び採取地点、採取深度を明らかにした図面	
報告の際に提示を求める資料(調査状況を確認できる写真、土壤ガスチャート、計量証明書等)※規則事項外		

※赤字は現在の様式記載事項との変更点

7

検討項目①土壤汚染状況調査報告書

規則改正案(土壤汚染状況調査報告書)

規則第〇条

第55条 条例第115条第1項、第116条第1項、第〇項…並びに第117条第2項に規定する土壤の汚染状況の調査は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 特定有害物質の使用及び排出の状況
- 二 特定有害物質による土壤等の汚染状況
- 三 地下水等の状況

2 前項の調査結果の報告は、別記第32号様式による土壤汚染状況調査報告書によるものとし、次の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 (第115条、第116条の場合)当該工場若しくは指定作業場の図面
- 二 (第116条の除却時、第117条の場合)土地の改変を行う場所及び改変深度を記した図面
- 三 調査に係る土地の周辺の地図
- 四 調査に係る土地の場所及び採取地点、採取深度を明らかにした図面を明らかにした図面

別記第32号様式は今回の議論を踏まえて作成
(記載事項案はスライド6右枠参照)

8

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

現行施行規則(処理計画書)

規則第53条

条例第114条第1項及び第115条第2項に規定する汚染処理計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 汚染の状況
- 二 汚染処理の区域
- 三 汚染処理の方法
- 四 汚染処理の開始及び終了の時期
- 五 汚染処理の期間中の環境保全対策
- 六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2 条例第114条第2項(第115条第3項の規定において準用する場合を含む。)に規定する汚染処理計画書の提出は、別記第30号様式による汚染処理計画書提出書によらなければならない。

名称及び関係規程の変更

【現行】「汚染処理計画書」
第114条、第115条の命令に基づき作成



【改正案】「土壌地下水汚染対策計画書」
第114条、第115条、第116条において
対策が必要な場合に作成するもの

現行様式

汚染処理計画書提出書

年 月 日

東京都知事 殿

住所
氏名

〔法人にあっては名称、代表者の
氏名及び主たる事務所の所在地〕

第114条第2項
第115条第3項で準用する第114条第2項
の規定により、汚染処理計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。

工場又は指定作業場の名称	
工場又は指定作業場の所在地	
汚染の状況	△別紙()のとおり
汚染処理の区域	△別紙()のとおり
汚染処理の方法	△別紙()のとおり
汚染処理の開始及び終了の時期	
汚染処理の期間中の環境保全対策	△別紙()のとおり
汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	△別紙()のとおり
受付機関	

連絡先
所 属
氏 名
電話番号
(ファクシミリ番号)
(電子メールアドレス)

備考 1 封印の欄には記入しないこと。
2 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に連番をつけた上、該当する別紙の番号を記入すること。

(日本工業規格A列4番)

9

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

土壌地下水汚染対策計画書の位置づけ

法の汚染除去等計画書

+

土壌の搬出を伴う場合は法第16条搬出届

汚染除去等計画の記載事項(第二次答申)

(1) 全ての措置に共通して提出を求める事項

氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
汚染の除去等の措置を行う要措置区域の所在地
土地所有者等が講じようとする措置の選択理由
汚染の除去等の措置を講じようとする場所の汚染の状況を明示した図面
汚染の除去等の措置の実施場所及び施行方法を明示した図面
汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置
施行中に汚染の拡散が確認された場合の対応方法
非常災害等の緊急事態が生じた場合の対応方法
実施措置を行うに当たって、土壌溶出量基準不適合土壌が当該要措置区域内の帯水層に接する場合の施行方法
土壌を掘削する範囲と地下水位の関係
当該区域外から搬入された土を用いる場合にあっては、環境大臣が定める基準に適合していることの確認方法及び当該土壌の使用法
飛び地間移動に伴う土壌の搬入を行う場合にあっては、搬出地の場所が区域の指定を受ける事由となった汚染の状態及び当該土壌の使用法

↓選択した措置ごとに、計画の記載事項が異なる。

(2) 基準不適合土壌の掘削による除去を講ずる場合に提出を求める事項

掘削した基準不適合土壌の範囲及び区画ごとの深度別濃度
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、評価地点の位置とその根拠。目標土壌溶出量及び目標地下水濃度とその設定根拠
掘削除去を行う範囲
掘削された場所に目標土壌溶出量以下の土壌又は土壌含有量基準適合土壌を埋める方法。ただし、建築物の建築又は工作物の建設を行う場合にあってはその方法
掘削された目標土壌溶出量を超える濃度の土壌又は土壌含有量基準不適合土壌を浄化する方法その他の方法及び当該方法により目標土壌溶出量以下の土壌又は土壌含有量基準に適合する汚染状態となることの確認結果
要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を埋める場合にあっては、当該土壌が目標土壌溶出量以下の濃度の土壌又は土壌含有量基準に適合する汚染状態にあることを確認する方法
土壌溶出量基準に適合しない汚染状態にある土地にあっては、観測井の設置位置、当該位置とする根拠、観測井の設置方法、観測井における測定の対象となる特定有害物質、期間及び頻度、汚染の除去の措置を講ずる前の地下水の汚染状態

(10) 地下水の水質の測定を講ずる場合に提出を求める事項

措置の効果を確認するための観測井のうち、地下水質に係る観測井の設置予定位置、当該位置とする根拠、観測井の設置方法、観測井における測定の対象となる特定有害物質、期間及び頻度
都道府県知事へ報告する時期及び方法
汚染状態が土壌溶出量基準に適合せず、当該土壌の特定有害物質による汚染に起因する地下水汚染が生じている土地において当該措置を行う場合は、評価地点の位置とその根拠、目標地下水濃度及び目標土壌溶出量とその設定根拠

10

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

土壌地下水汚染対策計画書の作成方針(案)

法の汚染除去等計画書との対応

- 法の提出事項と条例規則様式記載事項との対応関係を明確にし、規則に規定する記載事項についてはシンプルにする。
- 現在の手引による運用の実績から判断し、添付書類・図面とすみ分ける。
(法施行規則が公布された後に整合を図る可能性あり。)

土壌の搬出を伴う場合は法第16条搬出届

- 汚染拡散防止計画書との整合を図る。

条例独自事項

- 健康リスクに係るもの(第114条相当)なのか、
周辺地下水汚染拡大防止(第115条相当)なのか(あるいは双方を含むのか)を判断できるものとする。

11

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

	現行条例規則(114条,115条)	改正後(予定)
様式記載事項	氏名及び住所	氏名及び住所
	工場又は指定作業場の名称	工場又は指定作業場の名称
	工場又は指定作業場の所在地	工場又は指定作業場の所在地
	汚染の状況	(図面を添付書類とする)
	汚染処理の区域	(図面を添付書類とする)
	汚染処理の方法	講じようとする措置の種類及びその選択理由 措置計画の詳細(完了の確認の方法及び施行中の事故等対応を含む。)(別紙添付。措置の種類ごとに記載すべき事項については法の施行規則に準拠することを指針で示す。)
	汚染処理の開始及び終了の時期	措置の開始及び終了の時期
	—	健康被害を生ずるおそれがあるとされた特定有害物質の名称及び当該物質による地下水汚染の概況
	—	第二地下水基準又は第二溶出量基準超過状態にある特定有害物質の名称及び当該物質による地下水汚染の概況
	汚染処理の期間中の環境保全対策	環境保全対策(飛散、揮散または流出を防止する措置等)
添付書類	汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	《汚染拡散防止計画書の記載事項において検討》
	—	措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面
	—	措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
	—	措置終了後の状況を明らかにした図面
	—	搬出及び搬出先での処理が適切に実施されることを示す書面 《汚染拡散防止計画書の添付書類において検討》

※赤字は現在の様式記載事項との変更点

12

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

	改正後(予定)	変更理由、検討事項等
様式記載事項	削除(汚染の状況)	・添付書類で求めることとする
	削除(汚染の拡散防止の区域)	・添付書類で求めることとする
	講じようとする措置の種類及びその選択理由	・改正後の法と考え方の整合を図るため
	措置計画の詳細(完了の確認の方法及び施行中の事故等対応を含む。)	(法においては措置ごとに求める記載事項が異なる見込みだが、ここに対応)
	措置の開始及び終了の時期	・文言修正
	環境保全対策	・変更なし(※条例独自)
	健康被害を生ずるおそれがあるとされた特定有害物質の名称及び当該物質による地下水汚染の概況 第二地下水基準又は第二溶出量基準超過状態にある特定有害物質の名称及び当該物質による地下水汚染の概況	・措置の必要性の有無を確認するため (※条例独自)
添付書類	汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	《汚染拡散防止計画書の記載事項において検討する》
	措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面	・法で必要となることから、添付を求めている書類を明文化
	措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	(法においては措置ごとに求める添付書類が異なる見込みだが、ここでも一部対応)
	措置終了後の状況を明らかにした図面	・台帳を作成するうえで必要
	搬出及び搬出先での処理が適切に実施されることを示す書面《汚染拡散防止計画書の記載事項において検討》	《汚染拡散防止計画書の添付書類において検討する》

※赤字は現在の様式記載事項との変更点

13

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

改正案(汚染処理計画書⇒土壌地下水汚染対策計画書)

規則第〇条

条例第114条第〇項及び第115条第〇項(第116条第〇項において準用する場合を含む。)に規定する土壌地下水汚染対策計画書には、次の事項を記載するものとする。

- 一 健康被害を生ずるおそれがあるとされた特定有害物質の名称及び当該物質による地下水汚染の概況
- 二 第二地下水基準又は第二溶出量基準超過状態にある特定有害物質の名称及び当該物質による地下水汚染の概況
- 三 講じようとする措置の種類及びその選択理由
- 四 措置計画の詳細(完了の確認の方法及び施行中の事故等対応を含む。)
- 五 措置の開始及び終了の時期
- 六 措置の期間中の環境保全対策
- 七 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2 条例第114条第〇項及び第115条第〇項(第116条第〇項において準用する場合を含む。)に規定する計画書の提出は、別記第30号様式による土壌地下水汚染対策計画書によるものとし、次の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 措置を実施する場所の汚染状態を明らかにした図面
- 二 措置の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
- 三 措置終了後の状況を明らかにした図面
- 四 運搬の方法…

別記第30号様式は今回の議論を踏まえて作成
(記載事項案はスライド12右枠参照)

14

検討項目③汚染拡散防止計画書

現行施行規則(拡散防止計画書)

規則第57条

条例第116条第2項及び第117条第3項に規定する汚染拡散防止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 汚染の状況
- 二 汚染の拡散防止の区域
- 三 汚染の拡散防止の方法
- 四 汚染の拡散防止の開始及び終了の時期
- 五 汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策
- 六 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

2 条例第116条第3項及び第117条第3項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、別記第33号様式による汚染拡散防止計画書提出書によらなければならない。

現行の「汚染拡散防止計画」は、116条で汚染拡散防止命令が発出された時も作成提出するもの。
⇒現行の「汚染処理計画書」とほぼ同じ内容を記載することになっている。

改正により、計画の目的が変わる

現行様式

第33号様式(第57条関係)

汚染拡散防止計画書提出書		年 月 日
東京都知事 殿		住所 氏名 〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
都民の健康と安全を確保する環境に関する条例 第116条第3項 第117条第3項 の規定により、汚染拡散防止計画書を作成しましたので、次のとおり提出します。		
工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称		
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所		
汚染の状況	△別紙()のとおり	
汚染の拡散防止の区域	△別紙()のとおり	
汚染の拡散防止の方法	△別紙()のとおり	
汚染の拡散防止の開始及び終了の時期	△別紙()のとおり	
汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策	△別紙()のとおり	
汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	△別紙()のとおり	
捺印欄		
連 絡 先	所 属 氏 名 電話番号 (ファクシミリ番号) (電子メールアドレス)	
備考 1 ※印の欄には記入しないこと。 2 △印の欄には、計画書に添付する各別紙に一連番号を付した上、該当する別紙の番号を記入すること。		

(日本工業規格A列4番)

15

検討項目③汚染拡散防止計画書

汚染拡散防止計画書の位置づけ

法第12条形質変更届

+

〔土壌の搬出を伴う場合は法第16条搬出届〕

汚染拡散防止計画書の作成方針(案)

法第12条形質変更届との対応

- 法の提出事項と条例規則様式記載事項との対応関係を明確にし、規則に規定する記載事項についてはシンプルにする。
- 現在の手引による運用の実績から判断し、添付書類・図面とすみ分ける。(法施行規則が公布された後に整合を図る可能性あり。)

〔土壌の搬出を伴う場合は法第16条搬出届〕

- 土壌地下水汚染対策計画書との整合を図る。

条例独自事項

- 自然由来等に該当するときは搬出届相当部分のみ、かつ記載・添付事項も異なる。
⇒その旨が分かるようにする。(本日の資料5検討を踏まえ、事務局で整理)
- 法と重複する案件においての提出を省略可能とする。(事務局で整理)

16

検討項目③汚染拡散防止計画書

	第33号様式(116条,117条)	改正後(予定)
様式記載事項	氏名及び所在地	氏名及び所在地
	工場等の名称または改変の事業の名称	工場等の名称または土地改変の事業の名称
	工場等の所在地または改変の場所	工場等の所在地または土地改変の事業を行う場所
	汚染の状況	(図面を添付書類とする)
	汚染の拡散防止の区域	(図面を添付書類とする)
	汚染拡散防止の方法	汚染地の改変の内容及び施行方法の詳細
	拡散防止の開始及び終了の時期	汚染地改変の開始及び終了の時期
	—	当該汚染地の汚染により健康被害が生じ、あるいは周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれの有無と、おそれがある場合に実施する措置の詳細
	環境保全対策	環境保全対策
	汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法	搬出の開始及び処理完了の時期 搬出する汚染土壌の体積 汚染土壌を処理するものの氏名又は名称 汚染土壌の処理方法
添付書類	—	改変する場所の汚染状態を明らかにした図面
	—	改変の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図
	—	改変終了後の状況を明らかにした図面
	—	運搬の方法
	—	運搬するものの氏名又は名称
	—	処理施設の所在地
	—	積み替え場所の所在地、氏名又は名称、連絡先
	—	汚染土壌を適切に処理できることを証する書類

※赤字は現在の様式記載事項との変更点

17

検討項目③汚染拡散防止計画書

	改正後(予定)	変更理由、確認事項等
様式記載事項	削除(汚染の状況)	・添付書類で求めることとする
	削除(汚染の拡散防止の区域)	・添付書類で求めることとする
	汚染地の改変の内容及び施行方法の詳細	・法の「形質変更の種類」及び「形質変更の施行方法」を含む内容に合わせた
	環境保全対策	・変更なし(※条例独自)
	当該汚染地の汚染により健康被害が生じ、あるいは周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれの有無と、おそれがある場合に実施する措置の詳細	・措置の要否及び措置内容を確認するため(※条例独自) 【土壌地下水汚染対策計画書相当の記載事項及び添付資料を求める】
	搬出の開始及び処理完了の時期	《汚染土壌の搬出及び搬出先での処理方法》の詳細
	搬出する汚染土壌の体積	・法様式の一部を抜粋し、より詳細な表現に変更した
	汚染土壌を処理するものの氏名又は名称	・汚染土壌の処理方法は、契約書の添付を省く代わりに、必須とする
	汚染土壌の処理方法	【土壌地下水汚染対策計画書でも同じ内容を記載】
	改変する場所の汚染状態を明らかにした図面	・添付を求めている書類を明文化
添付書類	改変の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	・法12条に合わせた
	改変終了後の状況を明らかにした図面	・台帳を作成するうえで必ず必要
	運搬の方法	・法16条に合わせた (使用予定の管理票の添付は省く) 【土壌地下水汚染対策計画書でも同じ内容を添付】
	運搬するものの氏名又は名称	
	処理施設の所在地	
	積み替え場所の所在地、氏名又は名称、連絡先	
	汚染土壌を適切に処理できることを証する書類	・許可書を添付する。
	提出の際に提示を求める資料(汚染土壌処理契約書、使用予定の管理票等)※規則事項外	

※赤字は現在の様式記載事項との変更点

18

検討項目③汚染拡散防止計画書

改正案(汚染拡散防止計画書)

規則第〇条

条例第116条第〇項及び第117条第〇項に規定する汚染拡散防止計画書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。【ただし、自然由来等の場合は…←資料5で検討】

- 一 工場等の名称または土地改変の事業の名称
- 二 工場等の所在地または土地改変の事業を行う場所
- 三 汚染地の改変の内容及び施行方法の詳細
- 四 汚染地改変の開始及び終了の時期
- 五 当該汚染地の汚染により健康被害が生じ、あるいは周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれの有無と、おそれがある場合に実施する措置の詳細
- 六 汚染地改変の期間中の環境保全対策
- 七 汚染土壌の搬出及び搬出先での処理方法

2 条例第116条第3項及び第117条第3項に規定する汚染拡散防止計画書の提出は、別記第33号様式による汚染拡散防止計画書提出書によるものとし、次の書類又は図面を添付しなければならない。【ただし、自然由来等の場合は…←資料5で検討】

- 一 改変する場所の汚染状態を明らかにした図面
- 二 改変の施行方法を明らかにした平面図、立面図 及び断面図
- 三 改変終了後の状況を明らかにした図面
- 四 運搬の方法
- 五 運搬するもの・処理する者の氏名又は名称
- 六 処理施設の所在地
- 七 積み替え場所の所在地、氏名又は名称、連絡先
- 八 汚染土壌を適切に処理できることを証する書類

別記第33号様式は今回の議論を踏まえて作成
(記載事項案はスライド12右枠参照)

★ 法第12条及び第16条に基づく届出があった場合は、計画書の作成(提出)を省略できる。

19

論点④土壌地下水汚染対策又は汚染拡散防止措置の完了届

現行施行規則(完了届出書)

規則第54条

条例第114条第3項(第115条第3項の規定において準用する場合を含む。)に規定する汚染処理の完了の届出並びに第116条第3項及び第117条第4項に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第31号様式による汚染処理(汚染拡散防止措置)完了届出書によらなければならない。

現行の完了届出書の様式は、汚染処理と汚染拡散防止措置で共通。

- ・改正により、各計画の目的が変わるが、様式は引き続き共通としたい。
- ・工事終了、措置完了の都度、届出書を「その1」「その2」…と提出を指導することも想定される。

現行様式

第31号様式(第54条関係)

汚 染 処 理 汚染拡散防止措置 完了届出書	
年 月 日	
東京都知事 殿	住所
	氏名 ①
	〔法人にあっては名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地〕
第114条第3項 第115条第3項 第116条第3項 第117条第4項	で準用する第114条
第3項の規定により、汚 染 処 理 汚染拡散防止措置 が完了しましたので下記のとおり届け出ます。	
記	
工場若しくは指定作業場の名称又は土地の改変に係る事業の名称	
工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の改変の場所	
汚染処理又は汚染拡散防止措置の開始及び終了の時期	年 月 日から 年 月 日まで
実施した汚染処理又は汚染拡散防止措置の内容	別紙のとおり
※受付欄	
備考 ※印の欄には記入しないこと。	

(日本工業規格JIS A 4 5)

20

検討項目②土壌地下水汚染対策計画書

完了届出書の位置づけ

法の汚染除去等計画に係る完了の報告 十 汚染土壌の処理完了の確認

汚染除去等計画の記載事項(第二次答申)

↓選択した措置ごと、及び工事終了と措置完了の時期により、完了報告の記載事項が異なる。

(1) 措置に係る工事を終了した際の報告事項		(2) 措置の全てが完了した際の報告事項	
対象となる措置	工事を終了した際の報告事項	対象となる措置	措置を完了した際の報告事項
地下水の水質の測定、原位置封じ込め、遮断工封じ込め、地下水汚染の拡大の防止、土壌汚染の除去、遮断工封じ込め、不溶化	氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名 汚染の除去等の措置を行った要措置区域の所在地 土地の所有者等が講じた措置 着手日及び工事終了日 区域外から土壌を搬入した場合にあっては、当該土壌に含まれる特定有害物質の量を測定した結果 汚染土壌又は特定有害物質の飛散、揮散又は流出を防止するために講ずる措置を変更した場合にあっては変更後の措置 実施した措置の内容を明らかにした図面	封じ込め、遮断工封じ込め 不適合土壌を掘削せずに行う方法(原位置浄化) ③ 特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法を変更した場合にあっては、変更後の方法(不溶化) ④ 汚染された地下水を通過させる過程において、特定有害物質を分解し、又は吸着する方法(透過性浄化壁)による地下水汚染の拡大の防止 ⑤ 第二層出基基準に適合しない汚染状態にある土地において特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更する方法、土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準不適合土壌を掘削せずに行う方法(原位置封じ込め、遮断工封じ込め) 変更した場合にあっては変更後の方法 掘削除去 土壌抽出基準不適合の土壌について、要措置区域内に設置した施設で浄化された土壌を堆積する場合には、当該土壌が目標土壌抽出率以下の濃度の土壌であることを確認した結果 不溶化 目標土壌抽出率以下の濃度の汚染状態にある土地としていることを確認した結果 原位置封じ込め及び遮断工封じ込め 第二層出基基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果	着手日及び措置完了日 土壌汚染の除去、不溶化、原位置封じ込め、遮断工封じ込め 地下水の水質の測定 地下水の水質の測定 土壌汚染の除去、掘削、立入禁止、土壌入れ換え、盛土 掘削除去 原位置浄化 区域外土壌搬入搬え、区域外土壌入れ換え 盛土、舗装 盛土 立入禁止
掘削除去、遮断工封じ込め、原位置浄化、不溶化	掘削除去を行った範囲、原位置浄化の措置を行う場合にあっては土壌中の特定有害物質を除去した範囲、不溶化の措置を講ずる場合にあっては特定有害物質が水に溶出しないように性状を変更した範囲を変更した場合にあっては変更後のそれぞれの範囲	掘削除去 原位置封じ込め及び遮断工封じ込め 第二層出基基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果	土壌汚染の除去、掘削、立入禁止、土壌入れ換え、盛土 掘削除去 原位置浄化 区域外土壌搬入搬え、区域外土壌入れ換え 盛土、舗装 盛土 立入禁止
原位置封じ込め	目標土壌抽出率を超える濃度の土壌にあって、封じ込めを行った範囲を変更した場合にあっては変更後の範囲	掘削除去 原位置封じ込め及び遮断工封じ込め 第二層出基基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果	土壌汚染の除去、掘削、立入禁止、土壌入れ換え、盛土 掘削除去 原位置浄化 区域外土壌搬入搬え、区域外土壌入れ換え 盛土、舗装 盛土 立入禁止
掘削除去、原位置浄化、不溶化、透過性浄化壁による地下水汚染の拡大の防止、原位置	① 掘削された基準不適合土壌を浄化する方法 その他の方法(掘削除去) ② 土壌中の気体又は地下水に含まれる特定有害物質を抽出又は分解する方法その他の基準	掘削除去 原位置封じ込め及び遮断工封じ込め 第二層出基基準に適合する汚染状態にある土地としていることを確認した結果	土壌汚染の除去、掘削、立入禁止、土壌入れ換え、盛土 掘削除去 原位置浄化 区域外土壌搬入搬え、区域外土壌入れ換え 盛土、舗装 盛土 立入禁止

21

論点④土壌地下水汚染対策又は汚染拡散防止措置の完了届

現行条例規則(114条、115条、116条、117条)		改正後(予定)	変更理由、検討事項等
様式記載事項	氏名及び住所	氏名及び住所	—
	工場若しくは指定作業場の名称又は土地の変更に係る事業の名称	工場若しくは指定作業場の名称又は土地の変更に係る事業の名称	—
	工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の変更の場所	工場若しくは指定作業場の所在地又は土地の変更の場所	—
	汚染処理又は汚染拡散防止措置の開始及び終了の時期	土壌地下水汚染対策に係る措置又は汚染地の改変の開始及び終了の時期	・文言修正
	実施した汚染処理又は汚染拡散防止措置の内容	実施した土壌地下水汚染対策に係る措置又は汚染地の改変の内容	・文言修正
添付書類	—	措置実施後に健康被害及び周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれがないことを確認したときは、その方法	・法の完了報告に対応 【法の完了報告相当の内容について記載を求める】
	—	措置等完了後における当該箇所の汚染(土壌及び地下水)の状況	(※地下水については条例独自)
	—	計画と実施した措置等の相違点	(※条例独自。計画変更届の規定がないため。)
	—	措置等実施前の対象地の汚染状況	・手引きで添付を求めている書類を明文化
	—	施行方法を明らかにした平面図及び断面図	・措置及び施行の状況を把握するうえで必要となる情報
	—	埋戻し土壌の品質管理に関する事項 実施した環境保全対策 搬出に関する事項	【法の完了報告相当の内容について添付を求める】
	—	完了の確認ができる書類	モニタリング結果、掘削面管理の結果などを含む。
	—	措置完了後の対象地の汚染の状況及び土地利用が分かる平面図及び断面図	・台帳作成や汚染状況の把握に必要
届出の際に提示を求める資料(回付された管理票、計量証明書、工事写真詳細、測量詳細データなど)(※規則事項外)			

※赤字は現在の様式記載事項との変更点

22

論点④土壌地下水汚染対策又は汚染拡散防止措置の完了届

改正案(完了届出書)

規則第〇条

条例第114条第〇項(第115条第〇項の規定において準用する場合を含む。)に規定する土壌地下水汚染対策に係る措置の完了の届出並びに第116条第〇項及び第117条第〇項に規定する汚染拡散防止措置の完了の届出は、別記第31号様式による土壌地下水汚染対策(汚染拡散防止措置)完了届出書によるものとし、次の書類又は図面を添付しなければならない。

- 一 計画と実施した措置等の相違点
- 二 措置等実施前の対象地の汚染状況
- 三 実施した施行方法を明らかにした平面図及び断面図
- 四 土壌の埋め戻しを行った場合は、埋戻し土壌の品質管理に関する事項
- 五 施工時に実施した環境保全対策
- 六 汚染土壌の搬出があった場合は、搬出に関する事項
- 七 措置等の完了の確認ができる書類
- 八 措置完了後の対象地の汚染の状況及び土地利用が分かる平面図及び断面図

別記第31号様式は今回の議論を踏まえて作成
(記載事項案はスライド22中央枠参照)

23

検討事項⑤ 台帳

条例改正(現時点での案)

〇 知事は、第114条から第117条までの規定に基づく調査、計画、措置等について、規則で定めるところにより、所在地その他の規則で定める事項を記載した台帳を調製し、これを保管しなければならない。

2 前項に規定する台帳は、公開する。

3 前二項のほか、台帳の調製及び保管に関し必要な事項は、規則で定める。

規則改正(素案)

第〇条 条例第〇条第〇項に規定する台帳は、次の各号に掲げる土地について調製するものとする。

- 一 条例第114条の命令の対象となった土地
- 二 条例第115条から第117条までの規定に基づく調査により汚染が確認された土地

汚染が確認された土地を対象とした台帳について、詳細を検討する

24

検討事項⑤ 台帳

現行法様式

改正法第二段階施行にて、記載事項及び添付書類の追加予定あり

様式第十四 (第五十八条第五項関係)

形質変更時要届出区域台帳

都道府県(又は政令市)名

整理番号	指定年月日・指定番号	所在地	面積	面積
調査・訂正年月日				
形質変更時要届出区域の概況				
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨				
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区域の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該省略の理由				
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあっては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				
第58条第5項第9号から第11号までに該当する区域にあっては、その旨				
報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類	適合しない基準項目	指定調査機関の名称	
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者
			土壌掘削	有・無
			汚染土壌の処理方法	有・無
				有・無
				有・無

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 「形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態」については、土壌その他の試料の採取を行った日、当該試料の測定の結果等を記載した書類を添付すること。

台帳の作成方針(案)

- 改正後の法の記載事項及び添付書類に倣う。
- 記載事項及び添付書類を規定し、様式は規定しない。(参考様式は示す。)
- 法との重複、同一地での再契機の場合の台帳調製の運用は、引き続き検討する。

25

検討事項⑤ 台帳

法台帳記載事項(斜字は様式事項) (青字は平成31年4月施行予定の想定※第二次答申より)	条例台帳の記載事項(案)
整理番号	条例整理番号 (番号のルールは別途検討)
要措置区域等に指定された年月日	台帳調製の契機となった調査結果の報告年月日(第114条の場合にあっては命令の発出年月日)
指定番号	調査を実施した根拠条文(115条、116条、116条自主、117条)
要措置区域等の所在地	所在地
調査・訂正年月日	法と同様(「訂正」より「更新」が良いか?)
要措置区域等の概況	(116条の場合)事業場の名称(当該事業場が廃止されている場合はその旨)(117条の場合)事業の名称
面積	(116条の場合)事業場の敷地面積、(117条の場合)改変面積
法第14条第3項により指定された要措置区域等にあってはその旨	一
調査を一部省略した場合はその旨	法と同様
要措置区域等内の土壌の汚染状態	土壌及び地下水の汚染状態(超過している基準:含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準・地下水基準・第二地下水基準)
調査対象とする深さを限定した調査により区域が指定された場合は、その旨、調査対象とした深さ	一(深度限定調査については指針事項)
土壌汚染状況調査を行った指定調査機関の氏名または名称	調査実施者
要措置区域にあっては地下水汚染の有無	土壌汚染対策計画書の作成の要否及びその根拠条文(114条、115条(準用する場合を含む))
形質変更時要届出区域であって汚染の除去等の措置が講じられたものにあってはその旨及び汚染の除去等の措置	当該土地において講じられた健康被害の防止又は周辺地下水汚染拡大の防止のための措置がある場合は、その内容
自然由来特例区域にあってはその旨	汚染の原因が専ら自然的原因である汚染がある場合は、その旨
埋立地特例区域にあっては、その旨	上記のうち、埋立柱由由来である汚染がある場合は、その旨
埋立地管理区域にあっては、その旨	当該土地の周辺において将来にわたり地下水の利用が見込まれないとして規則に定める要件に該当する場合は、その旨
臨海部特例区域にあっては、その旨	土壌汚染対策法の要措置区域等を含む場合は、その旨(法台帳の整理番号を記載するなど)
土地の形質の変更の実施状況(汚染土壌の処理方法含む)	法と同様

※赤字は法と相違のある項目

26

検討事項⑤ 台帳

法台帳添付図面(青字は平成31年4月施行予定の想定※第二次答申より)	条例台帳の添付図面(案)
土壌汚染状況調査の調査対象深さ並びに試料採取地点及び深さ並びに汚染状態を明示した図面	土地利用の履歴、汚染のおそれの区分図及び試料採取等対象物質、調査対象範囲(深さを含む。)と土壌の汚染状態を明示した図面
—	地下水調査の試料採取等物質、資料採取地点及び採取方法並びに地下水の汚染状態を明示した図面
詳細調査を行った場合は、調査範囲、深さ及び土壌の汚染状態を明示した図面	汚染範囲の確定に係る調査又は搬出土の汚染状況に係る調査その他の追加調査を行なった場合は、その結果及び汚染状態を明示した図面
認定調査を行った場合は、調査範囲、深さ及び土壌の汚染状態を明示した図面	
区域指定時の土壌汚染状況調査において汚染又は汚染のおそれがないことを確認した範囲以外の範囲を調査した場合、当該範囲の汚染状態を明示した図面	法と同様(用語の読替えは行う)
汚染の除去等の措置に該当する行為の実施場所及び施工状況を明示した図面	
搬入土壌の汚染状態及び使用場所を明示した図面	—(臨海部特例区域の規定なし)
土地の形質の変更の施行方法を明示した図面	
土壌の移動の状況を明示した図面(* 臨海部特例区域における事後届出によるもの)	
搬入土壌の汚染状態及び使用場所を明示した図面(* 臨海部特例区域における事後届出又は認定調査のための報告によるもの)	
申請にかかる形質変更時要届出区域内の土地を汚染状況及び汚染のおそれに応じて区分した図面(* 臨海部特例区域)	対象地周辺の地図
それぞれの土地の範囲における土地の形質の変更の施行方法を示す書類(* 臨海部特例区域)	
要措置区域等の周辺の地図	自然由来等土壌の搬出にあたっては、搬出先における当該土壌の管理の方法
— (法の場合は、受入先の自然由来等特例区域又は処理施設の管理事項)	

※赤字は法と相違のある項目

27

検討事項⑤ 台帳

改正案(台帳)

規則第〇条

○ 台帳の記載事項は、次のとおりとする。

(スライド26右欄参照)

○ 台帳には、次の書類又は図面を添付するものとする。

(スライド27右欄参照)

台帳の様式は、規則で定めない。
参考様式を施行通知で示す。



今回の議論を踏まえて作成

28

資料 4

【指針事項 1 調査】

地下水調査の方法

1

汚染状況調査の方法

H29 第2回資料3より

平成29年度第2回検討委員会資料3抜粋

論点③ 詳細調査の位置づけ及び求める内容

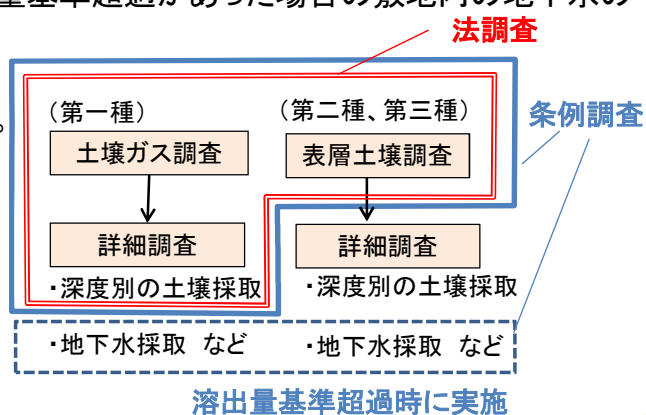
見直しの方向性(案)

土壤の調査方法及び範囲については、法によるものと同じ方法・範囲を条例上必須の調査とする。

地下水環境保全の観点から、溶出量基準超過があつた場合の敷地内の地下水の調査は必須とする。

なお、詳細調査を実施した場合には、条例の調査として報告できる。(引き続き調査の一環としての位置づけ)

また、対策を実施する際には、汚染範囲の確定に必要な深度調査を実施する。

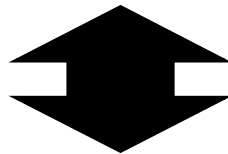


2

<地下水調査 検討の方向性>

・現行の指針では、概況調査で土壌ガス検出または溶出量基準超過が確認された場合には、区画ごとに深度別の土壌調査と地下水調査が必要

⇒法よりも詳細に調査を求めている、汚染の把握はできる一方で、事業者にとって負担になっているケースもある



条例の特徴のひとつである、“地下水環境保全”の目的のためには、地下水汚染の状況を把握することが必要

指針改正の考え方

両者のバランスをとった、合理的・効率的な調査方法の設定を目指す。

3

<地下水調査方法の比較>

地下水調査の種類	土壌ガスが採取できない場合の地下水調査	法第5条第1項の命令に基づく地下水調査	措置としての地下水の水質の測定による地下水調査	条例の概況調査による地下水調査	条例の詳細調査による地下水調査
採取孔	土壌ガスの採取孔	打ち込み井戸、簡易井戸設置	観測井戸設置	既設井戸	ボーリング孔
試料採取深度	0.8～1.0m	地下水基準に適合しないおそれが多い帯水層の底面まで		未設定	原則10mまで
試料採取地点	土壌ガスと同様 (区画の中心等)	汚染が存在することが明らかである部分	最も土壌溶出量が高い地点や地下水の下流側の地点	対象地内の既設井戸	ボーリング調査実施地点 (汚染のおそれが多い地点)
ページ	原則不要	実施		未設定	不要
測定方法	調査17号告示に規定する方法				



これらの方法をもとに、条例における地下水調査を検討

4

＜地下水調査方法の設定に係る論点＞

論点	内容
試料採取地点	・汚染の中心部分とすべきか、地下水流向下流側の敷地境界付近とすべきか。(↑“汚染を見つけに行く調査”か、“汚染が外部に出ていないかを確認する調査”か、で設定が変わってくるか) ・敷地境界付近とした場合で、広い敷地の場合には、複数地点での調査が必要ではないか？広い敷地の一部が調査対象地の場合には、どう設定すべきか。
試料採取深度	・汚染のおそれがある帯水層が原則と考えられるが、 ・上記深度が深い場合は？10mまで等深度限定をつけるべきか？ ・下位帯水層の調査をどうすべきか？
試料採取回数	・汚染の中心部の調査であれば、一度の地下水調査で把握できそうであるが、敷地境界付近の場合、継続的な調査が必要か？
分析項目	・土壌調査において土壌溶出量基準を超過した項目及びその分解生成物は必要と考えるが、親物質の調査も必要か？
その他	・措置としての地下水モニタリング及び措置の効果確認のためのモニタリング(2年間モニタリング等)は、基本的に法と同じ方法でよいのか？

5

地下水調査の方法

＜試料採取地点＞＜試料採取回数＞

論点	第1回検討会での意見
試料採取地点	・“汚染を見つけに行く調査”か“汚染が外部に出ていないかを確認する調査”か、目的により変わる ・土壌ガス調査では、地表面で最大濃度地点を調べ、汚染がまっすぐ落ちると考えている。地下水の一番高濃度地点を把握できる汚染の中心部分の評価をすべき ・原液が敷地内にあるような場合でも、敷地境界では届かないようなことも考えられる。最高濃度を決めて、それで出た場合には最後には敷地境界の測定が必要だと思う。
試料採取回数	(汚染の中心部分での測定の場合)→1回 ・浅い深度に濃度が高い土壌が残っている場合や逆に、濃度が高い土壌が深い深度のみにあるなど土壌の濃度分布をみる必要がある (敷地境界での測定の場合)→一定期間 ・一定期間のモニタリングが必要 ・期間については法の議論を参考にする ・地下水位の変動で濃度の変動があるのできめ細かい調査が必要

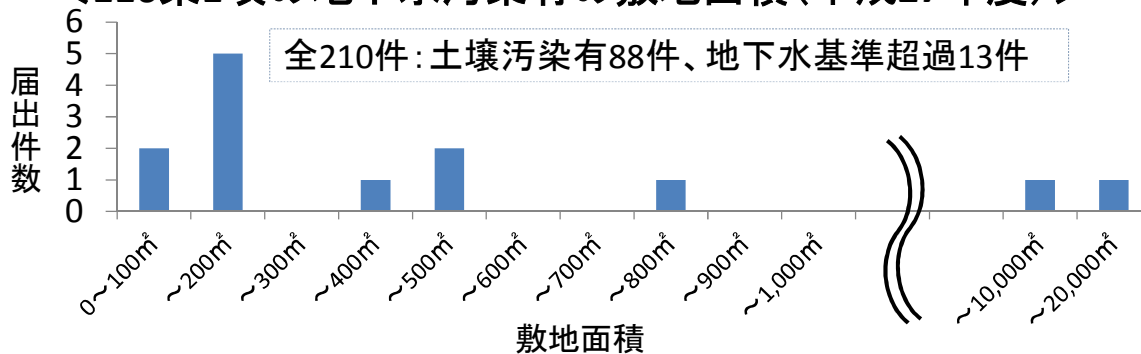
指針改正の考え方(案)

・地下水環境保全の視点から対策の可否を判断するためには、地下水汚染の有無の確定が重要であることから、“汚染を見つけに行く調査”を基本とする。

6

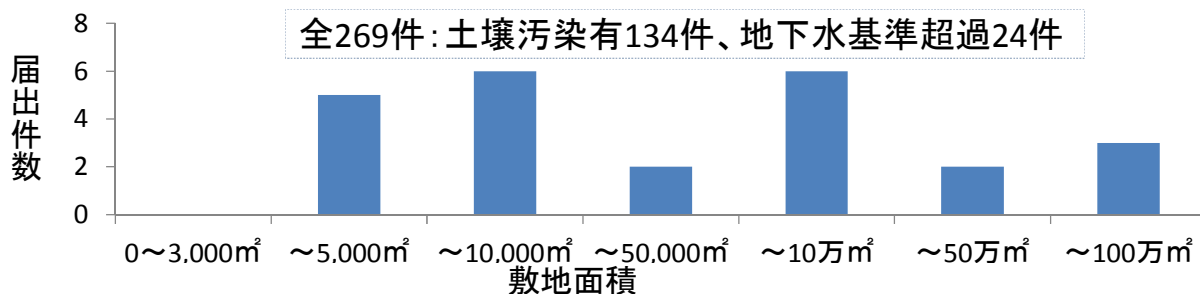
地下水調査の方法

<116条1項の地下水汚染有の敷地面積(平成27年度)>



工場廃止時の調査の場合には、敷地面積が狭い案件が多い
汚染の中心の区画≡敷地境界の区画

<117条2項の地下水汚染有の敷地面積(平成27年度)>

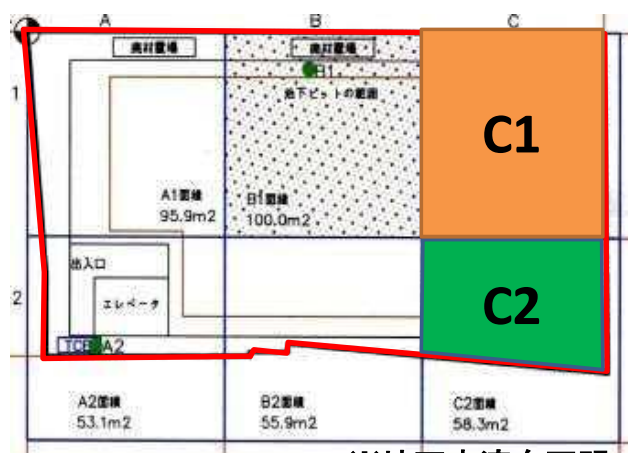


7

地下水調査の方法 【①第1種(voc)】

<第1種(voc)の事例①>

・地下水汚染の事例紹介(金属加工業)



土壌ガス濃度最高区画

II

第二地下水基準不適合区画

C1

	トリクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
ガス(volppm)	28	1.8(最大)
地下水(mg/L)	0.018	12※二超

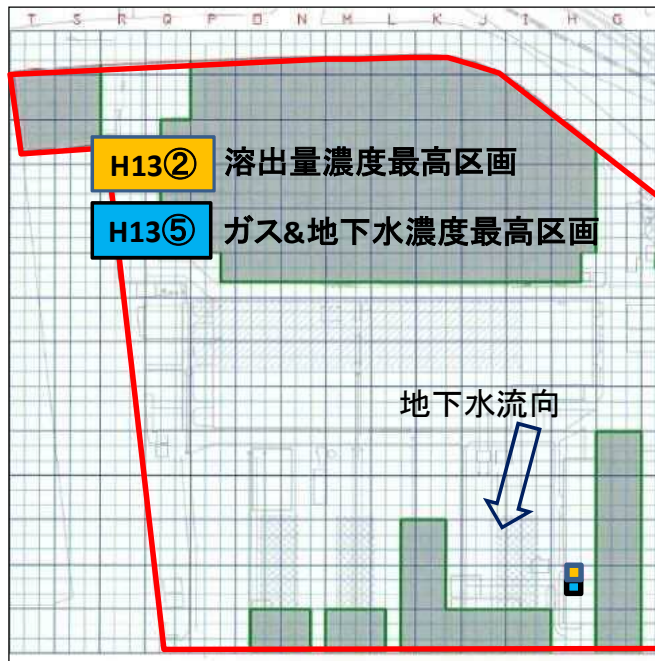
C2

	トリクロロエチレン	シス-1,2-ジクロロエチレン
ガス(volppm)	51(最大)	1.0
地下水(mg/L)	170※二超	22※二超

地下水調査の方法【①第1種(voc)】

<第1種(voc)の事例②>

・地下水汚染の事例紹介(製造業)



H13②

	深度 GL -m	シス-1,2- ジクロロエチレン
ガス (volppm)	-	ND
土壌 溶出量 (mg/L)	0~0.5	0.009
	1.0	0.55 ※二超
	2.0~10	ND
地下水	5.6~6.5	0.011

H13⑤

	シス-1,2- ジクロロエチレン
ガス(volppm)	3.1
土壌溶出量	基準適合
地下水(mg/L)	0.12

土壌ガス濃度が最高の区画が地下水濃度が最高

9

地下水調査の方法【①第1種(voc)】

<第1種(voc)>

<試料採取地点><試料採取回数>

- 第1種(voc)については、汚染の中心部分(土壌ガス調査における相対的高濃度区画)で地下水濃度も高くなるケースが多い
(事例②のように、土壌ガスと地下水汚染が確認されたものの、土壌溶出量が検出されない事例も発生しうる)
- 深度別の土壌試料採取は、土壌ガス調査における相対的高濃度区画で実施することとした(第1回検討委員会資料8)



汚染の中心部分(土壌ガス濃度の相対的高濃度の部分)での調査が妥当

地下水調査の方法【①第1種(voc)】

<第1種(voc)>

<試料採取地点> <試料採取回数>

(続き)

- 汚染の中心部分の調査は、“汚染を見つけに行く調査”として、地下水汚染の有無には有効である一方で、地下水汚染の周辺への影響を把握することはできない。



敷地内で地下水汚染が確認された場合には、周辺への影響を把握しておくことが重要ではないか。

指針改正の方向性(案)

- ◆ 汚染の中心部分(土壌ガス濃度の相対的高濃度の部分)での調査を基本とする。
- ◆ 上記の地点で地下水汚染が確認された場合には、地下水流向下流側の敷地境界で、地下水調査を行う。

11

地下水調査の方法【①第1種(voc)】

<第1種(voc)>

<試料採取深度>

論点	第1回検討会での意見
第1種	・ガス検出地点での10mまでの調査は、土壌汚染の有無の把握が目的 汚染の深さの確定のためには帯水層の底まで把握することが基本。 そのため、<u>第一帯水層の底まで把握するのが大原則</u> ・地下水を保全する観点で、深さが10m以深でも地下水質を把握をするべき ・地下水深度が深い場合にはどこまで求めるかは、判断が難しい ・汚染が浅い状況も想定されるため、過大な調査になる可能性もある
全物質	・<u>物質がイオン化した場合は水に溶けやすく、深く汚染が広がるため、発生源の問題は検討する必要がある</u> ・<u>コストも考えながら地下水保全をどうやって考えるかのバランスが重要</u>

12

地下水調査の方法 【①第1種(voc)】

<第1種(voc)> <試料採取深度>

第一種による汚染の概念図(低地部)

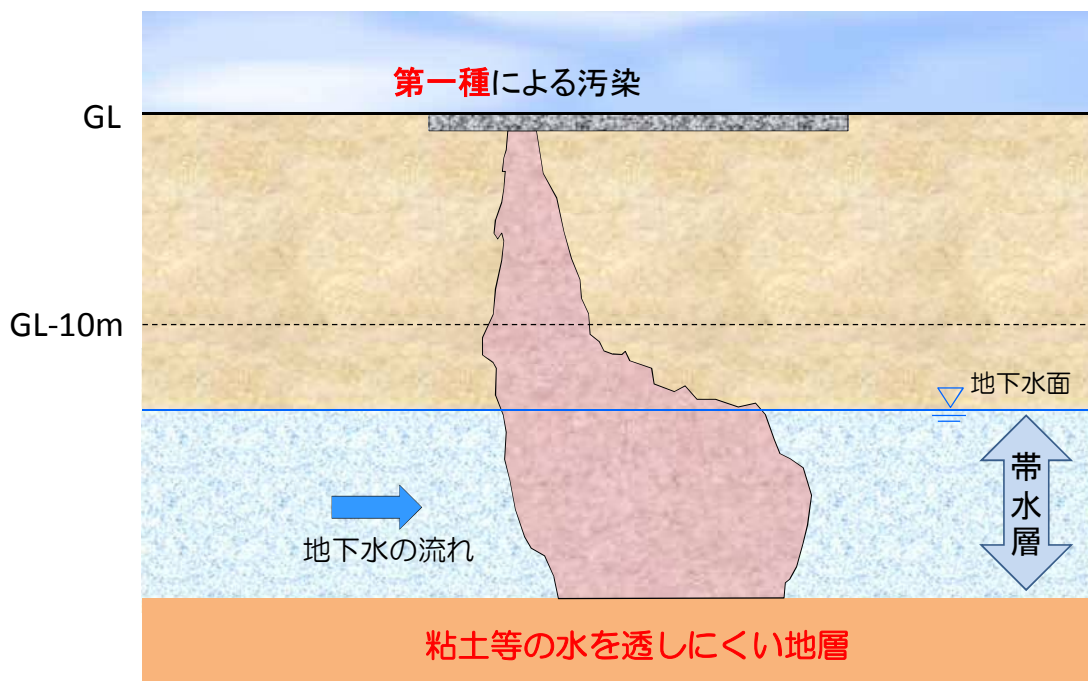


第一種による汚染の場合、帯水層の底まで汚染が広がる 경우가多く考えられるため、帯水層での地下水採取が必要

13

地下水調査の方法 【①第1種(voc)】

<第1種> <試料採取深度> 第一種による汚染の概念図(台地部)



第一種による汚染の場合、帯水層が深い場合であっても帯水層の底まで汚染が広がる 경우가多く考えられるため、帯水層がGL-10m以深でも地下水調査が必要となる

14

地下水調査の方法【①第1種(voc)】

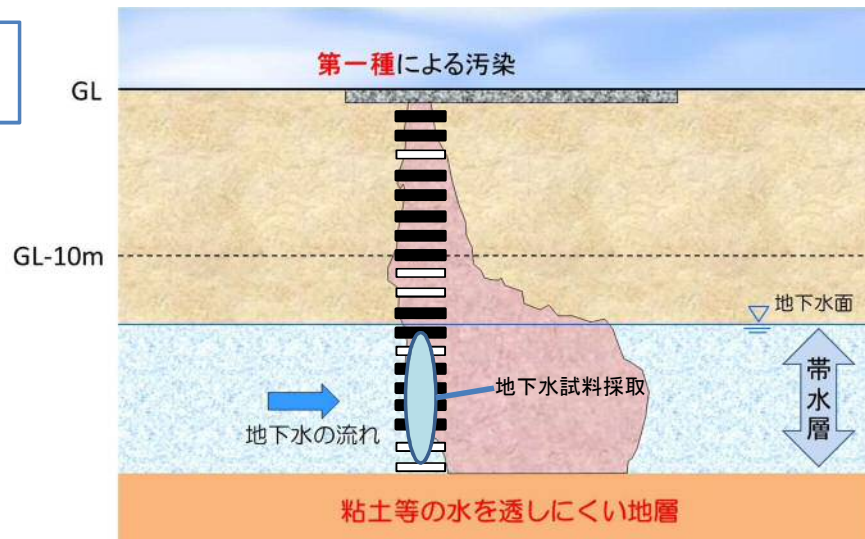
第1種

一定深度のみの汚染の事例もあるが、深度方向に汚染が広がっている事例も多く見られる

指針改正の方向性(案)

原則として汚染のおそれがある帯水層(深さが10m以深の場合も含む)
(この際、土壌試料採取は、GL-10mまでが必須であるが、それ以深の土壌も試料採取も必要に応じて採取する)

試料採取イメージ



15

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

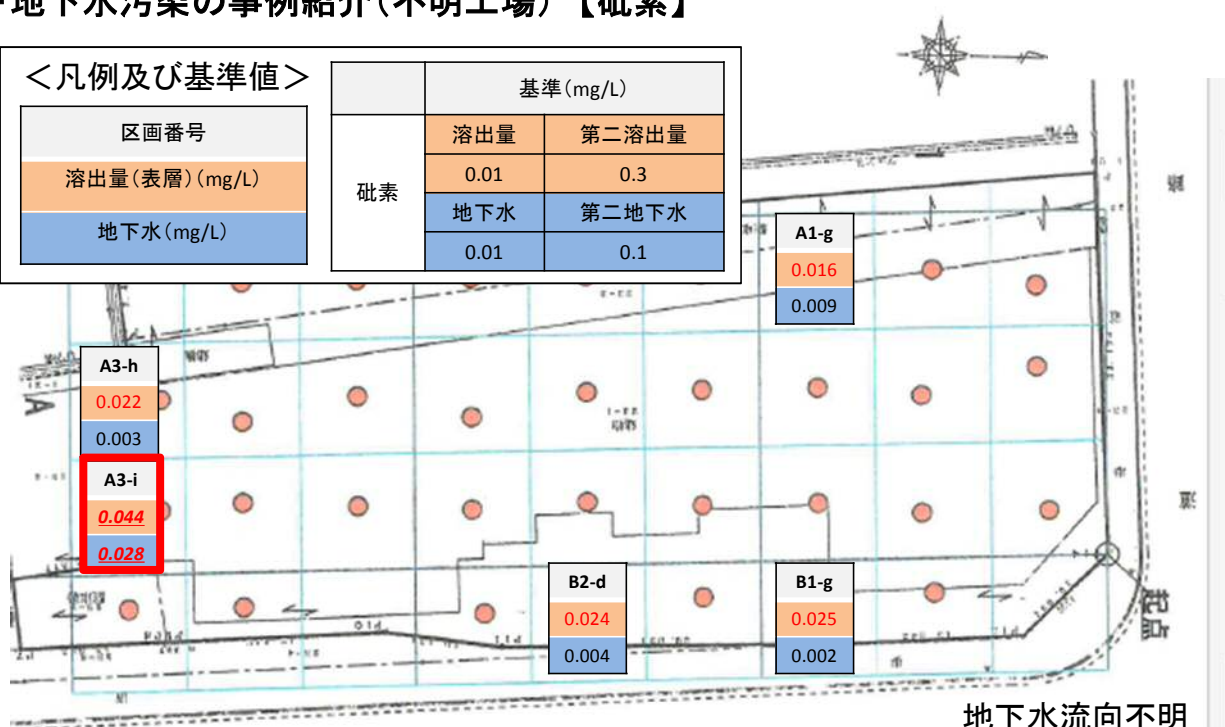
<第2種(重金属類)の事例>

・地下水汚染の事例紹介(不明工場)【砒素】

<凡例及び基準値>

区画番号
溶出量(表層)(mg/L)
地下水(mg/L)

	基準(mg/L)	
砒素	溶出量	第二溶出量
	0.01	0.3
	地下水	第二地下水
	0.01	0.1



地下水流向不明

16

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜第2種(重金属類)の事例＞

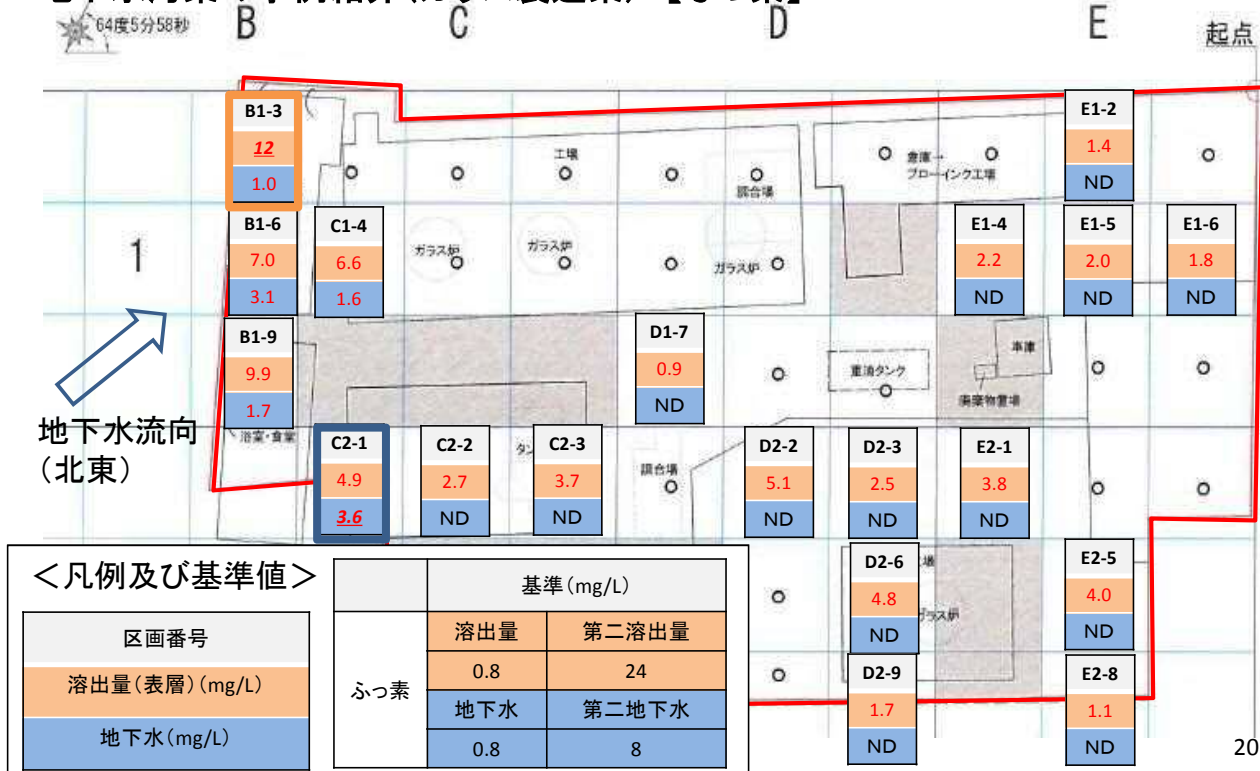
・地下水汚染の事例紹介(ガラス製造業)【ほう素】



地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜第2種(重金属類)の事例＞

・地下水汚染の事例紹介(ガラス製造業)【ふっ素】



地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜第2種・第3種(重金属・農薬類)＞

＜試料採取地点＞＜試料採取回数＞

・第2種(重金属類)については、汚染の中心部分(溶出量濃度が最高の区画)において、地下水濃度が必ずしも最高とはなっていないケースが多い。

・土壌溶出量の結果にバラつきがみられ、汚染の中心(相対的高濃度地点)を定めることが難しい。



指針改正の方向性(案)

汚染の高まり部分と一定面積での汚染の把握を目的として、

- ◆ 第二溶出量基準超過の区画は地下水調査及び深度別試料採取を必須とする。
- ◆ かつ、30m格子(900㎡)あたりの最高濃度地点で地下水調査及び深度別試料採取を実施する。

地下水汚染の周辺への影響を把握することを目的として、

- ◆ 上記地点で地下水基準超過が確認された場合には、地下水流向下流側の敷地境界で、地下水調査を行う。

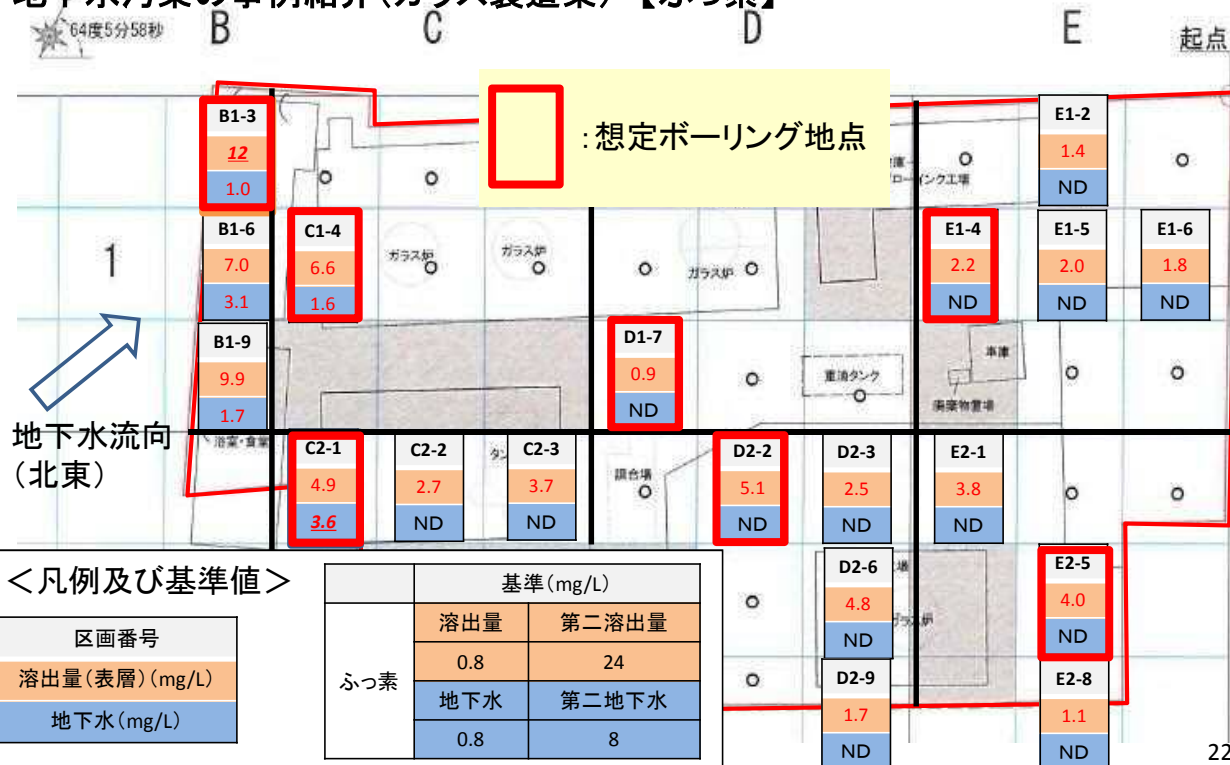
21

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜第2種(重金属類)の事例＞

・地下水汚染の事例紹介(ガラス製造業)【ふっ素】

地下水調査地点例



22

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

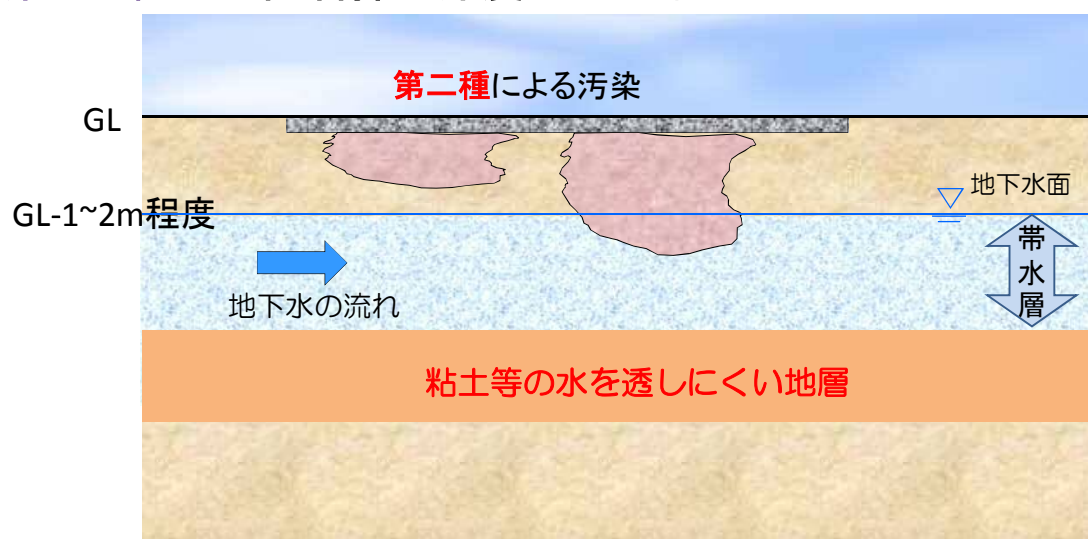
<第2・3種> <試料採取深度>

論点	第1回検討会での意見
第2種 第3種	・第1種とは異なり深度方向に広がりにくいという面があり、<u>帯水層の底まで求めないことはありうる。</u> ・物質の性状から、土壌粒子への吸着やトラップが考えられるため、<u>実態を見て議論する</u>
全物質	・<u>物質がイオン化した場合は水に溶けやすく、深く汚染が広がるため、発生源の問題は討議する必要がある</u> ・<u>コストも考えながら地下水保全をどうやって考えるかのバランスが重要</u>

23

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

<第2・3種> <試料採取深度> 第二種による汚染の概念図(低地部)



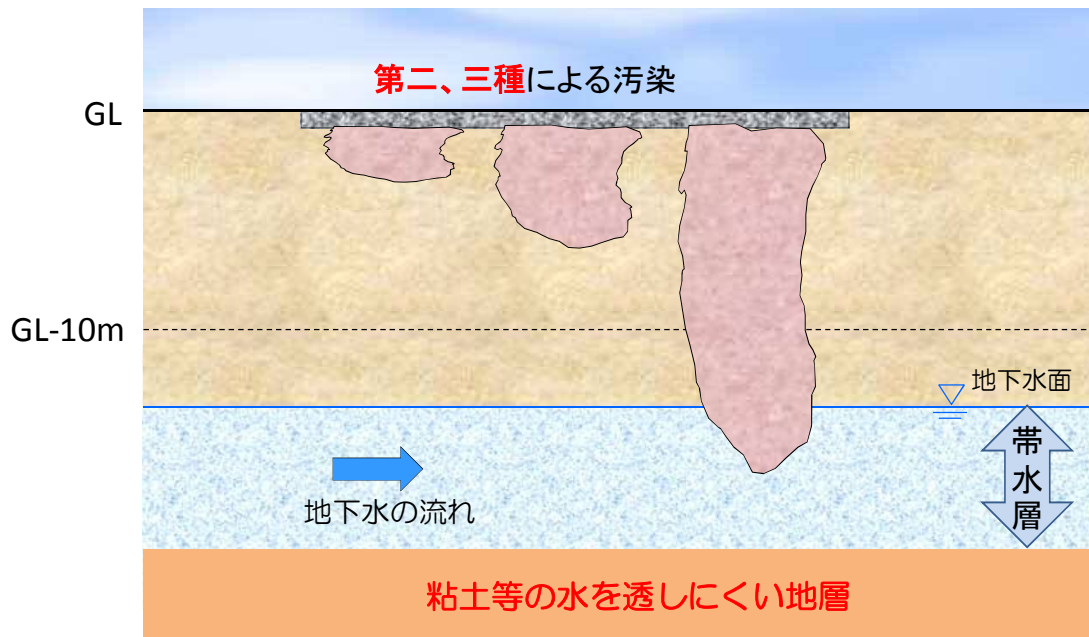
低地部の場合、地下水位がGL-1~2程度と浅いことが多く、
汚染土壌の存在範囲と、帯水層が近い状態が多い

⇒表層で汚染が確認された場合に、帯水層で調査をすることは必要

24

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜第2・3種＞ ＜試料採取深度＞ 第二種による汚染の概念図（台地部）



台地部の場合では、汚染土壌と帯水層の範囲が離れているケースも見られる
⇒すべてのケースで帯水層での地下水調査が必要か？

25

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜試料採取深度＞

第2種、第3種

- 一般に表層付近に留まる傾向があり、台地部では汚染土壌と帯水層とが離れている事例も多い。（こういった事例の場合、地下水汚染が生じていないことが多い）
- 有害物質の使用形態や物質の特性によっては、地下水への影響がないとは言い切れない。

指針改正の方向性（案）

- ◆ 第2種・第3種についても、原則として、第一帯水層の地下水の調査を行うものとする（深さが10m以深の場合も含む。）
- ◆ ただし、汚染土壌と帯水層が十分に離れており、推定される汚染の原因（有害物質の種類、使用形態）、地層等を考慮して、地下水への影響が少ないと認められれば、地下水調査は不要とする。

＜確認事項＞

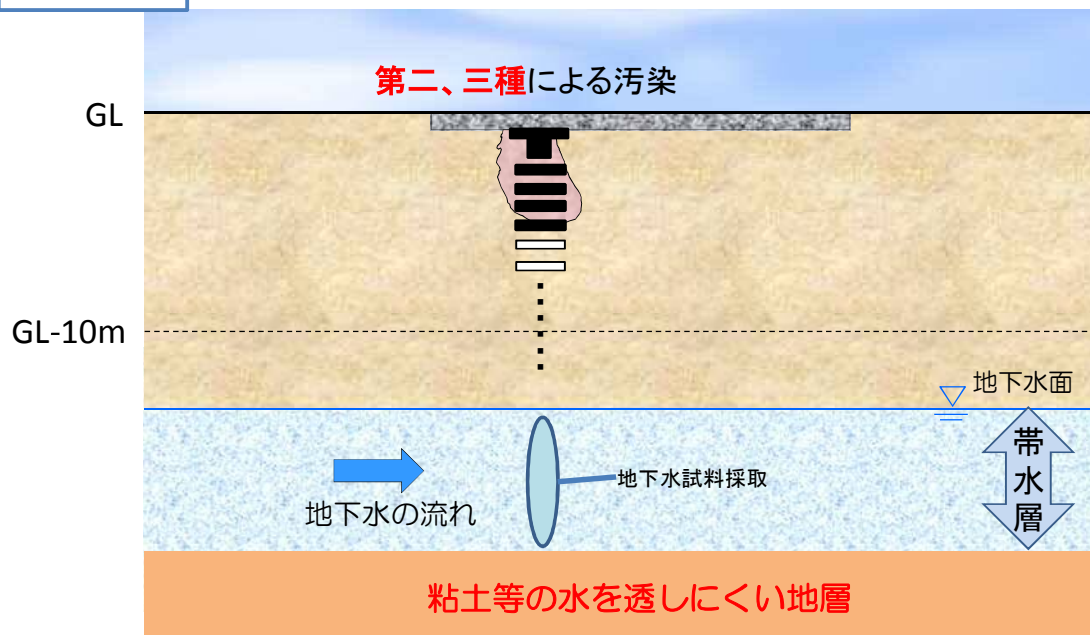
- ・汚染土壌と帯水層が十分に離れているとは、どの程度が想定されるか（例えば“2深度白”など）
- ・この際、土壌試料の採取は、必須とするか（これまでは、地下水のみの調査を想定）

26

地下水調査の方法【②第2種、第3種】

＜第2・3種＞＜試料採取深度＞ 第二種による汚染の概念図(台地部)

試料採取 イメージ



27

地下水調査の方法【第1・2・3種共通】

＜敷地境界での地下水汚染の確認＞

敷地内で地下水汚染が確認された場合、周辺への影響を確認するため敷地境界での地下水汚染の確認が必要

地下水流向下流側の敷地境界で地下水汚染の有無(第二地下水基準超過の有無)を確認する

(※工場等の廃止時の調査は狭い土地が多く、敷地境界と汚染の中心が同じとなる事例が多い)

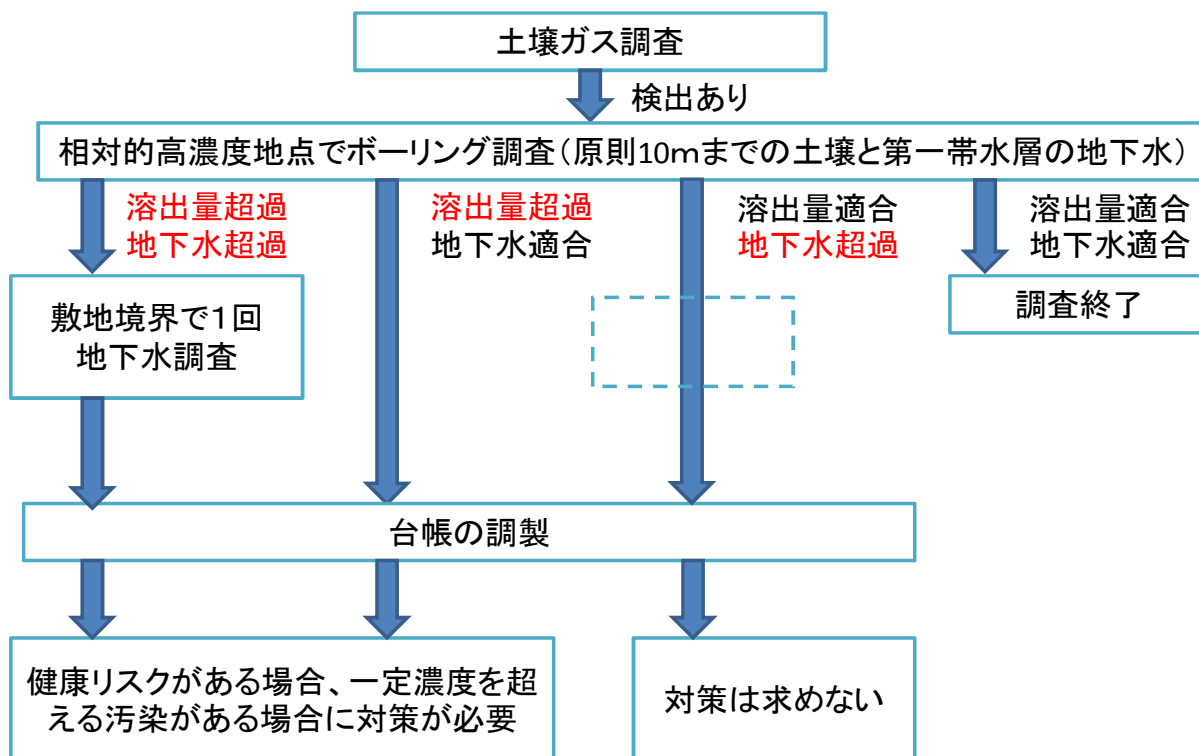
指針改正の方向性(案)

- ◆ 第1種、第2種・第3種それぞれの方法で汚染区画の地下水調査を実施し、地下水汚染が確認された場合は敷地境界で1回地下水を測定する。
(敷地境界で改めて土壌試料を採取することは求めない。)
- ◆ ただし、土地が狭く敷地境界と汚染の中心が同じとなる場合など、既に地下水調査が行われていれば、その結果を利用できる。
(その他の方法により敷地外への影響を判断できる場合は、その方法も許容)
- ◆ 敷地内で地下水汚染が確認された場合には、土壌汚染が確認されない場合でも、台帳を調製し、記録を残す。

28

地下水調査の方法

<第1種>

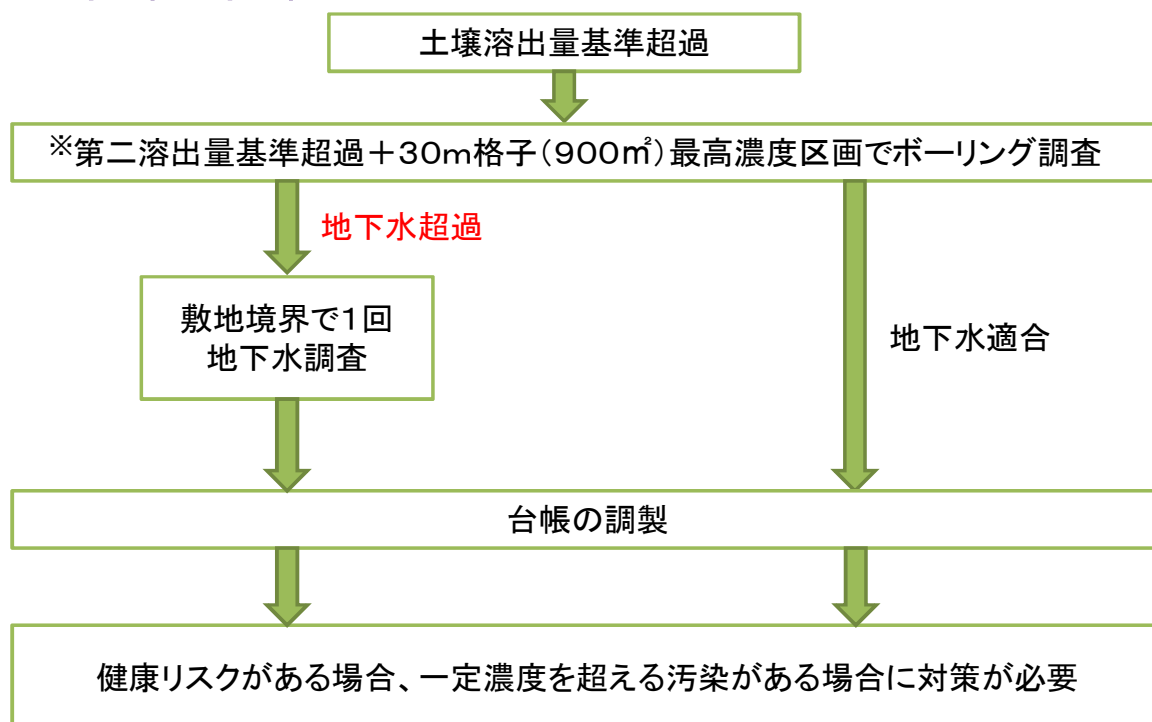


※敷地境界での地下水の汚染状態により、必要な措置の内容が異なる。

29

地下水調査の方法

<第2種・第3種>



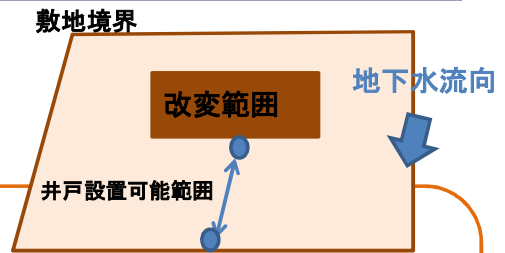
※敷地境界での地下水の汚染状態により、必要な措置の内容が異なる。

30

地下水調査の方法

<敷地境界での地下水汚染の確認>

<確認事項>



地下水流向下流側の敷地境界について...

- ◆ 敷地内の一部において改変を行う際には、改変範囲が調査対象地となるが、この際の地下水調査は、改変範囲の地下水流向下流側とするか、全体の敷地の境界とするか。

⇒(対応案) 改変範囲の縁辺部を基本とするが、これによりがたい場合には、敷地境界までの間の地点で行う。

- ◆ 地下水流向が明確でない場合に、採取地点はどう設定するか。

⇒(対応案) 最高濃度の区画にいちばん近い境界で行う。

- ◆ 敷地境界での地下水調査を実施しなかった場合(省略した場合)は、どう評価するか

⇒(対応案) 汚染状況調査の一部の省略という扱いとなり、第二地下水基準超過をしているとみなすこととなり、何かしらの措置が必要となる

31

地下水調査の方法

<試料採取方法>

現行 ボーリング孔のたまり水からの採取
⇒ボーリング作業による影響の懸念

今回の改正により、

- ・地下水汚染の有無・汚染状態により必要な対策が変わってくる
 - ・地下水基準超過時には台帳への記載事項とすることを予定
- など地下水調査の結果の重要性がより高まった。



より正確に地下水の状態を評価できる方法とすべきではないか

指針改正の方向性(案)

- ◆ 法の地下水の水質の測定の際に用いられている方法と同様の方法で行うものとする。(観測井戸(簡易井戸、打ち込み井戸を含む。))を設置し、パージを行ったうえで採取)

32

地下水調査の方法

<地下水調査方法の比較>

地下水調査の種類	土壌ガスが採取できない場合の地下水調査	法第5条第1項の命令に基づく地下水調査	措置としての地下水の水質の測定による地下水調査	条例の概況調査による地下水調査	条例の詳細調査による地下水調査
採取孔	土壌ガスの採取孔	打ち込み井戸、簡易井戸設置	観測井戸設置	既設井戸	ボーリング孔
試料採取深度	0.8～1.0m	地下水基準に適合しないおそれが多い帯水層の底面まで		未設定	原則10mまで
試料採取地点	土壌ガスと同様 (区画の中心等)	汚染が存在することが明らかである部分	最も土壌溶出量が高い地点や地下水の下流側の地点	対象地内の既設井戸	ボーリング調査実施地点 (汚染のおそれが多い地点)
ページ	原則不要	実施		未設定	不要
測定方法	調査17号告示に規定する方法				

33

地下水調査の方法

<分析項目><その他>

論点	内容
分析項目	【第1種(VOC)】 ・土壌ガス調査において土壌ガスが検出された項目、その分解生成物、使用していた親物質を調査 【第2種、第3種】 ・土壌調査において土壌溶出量基準を超過した項目
その他	・措置としての地下水モニタリング及び措置の効果確認のためのモニタリング(2年間モニタリング等)は、基本的に法と同じ方法

指針改正の方向性(案)

上記の方法を基本として検討する。
(※法改正の内容を確認しつつ、法と整合をとることが基本)

34

地下水調査の方法【まとめ】

<地下水調査方法 検討案まとめ>

論点	内容
試料採取 地点	【第1種】汚染の中心部分(土壌ガス濃度の相対的高濃度の部分) 【第2種・第3種】30m格子(900㎡)内の土壌溶出量の最高濃度区画及び 第二溶出量基準超過区画 【上記調査において地下水汚染が確認された場合】地下水流向下流側の敷地境界
試料採取 深度	原則として汚染のおそれがある帯水層(深さが10m以深の場合も含む) 第二種・第三種については、汚染の原因・汚染状況、地層等を考慮して、地下水 への影響がないと認められれば一定の深度までの確認も可能とする
試料採取 の回数	1回(敷地境界での調査も1回)
採取方法	法の地下水の水質の測定の方法を採用(観測井戸(簡易も含む。)を設置し、パー ジを行ったうえで採取)
分析項目	【第1種(VOC)】 土壌ガス調査において土壌ガスが検出された項目、その分解生 成物、使用していた親物質を調査 【第2種、第3種】 土壌調査において土壌溶出量基準を超過した項目
その他	・措置としての地下水モニタリング及び措置の効果確認のためのモニタリング(2年 間モニタリング等)は、基本的に法と同じ方法

資料 5-1

【指針事項 2 対策】

①対策の目標、措置の内容

1

土壤汚染対策指針の構成(対策)

＜対策に関する規程＞

第3 計画の策定及び実施

1 汚染処理計画及び汚染拡散防止計画の目標

(1)汚染処理計画の目標

検討項目①

(2)汚染拡散防止計画の目標

2 汚染処理計画の策定及び実施

(1)汚染の状況

(2)汚染処理の区域

(3)汚染処理の方法（各工法の技術的事項を含む）

検討項目②

(4)汚染処理の開始及び終了の時期

(5)汚染処理の期間中の環境保全対策

(6)汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

資料5-2

3 汚染拡散防止計画の策定及び実施

※ 2 と同じ構成

4 汚染処理又は汚染の拡散防止の措置の完了

措置の方法ごとの確認方法

2

本資料の検討課題

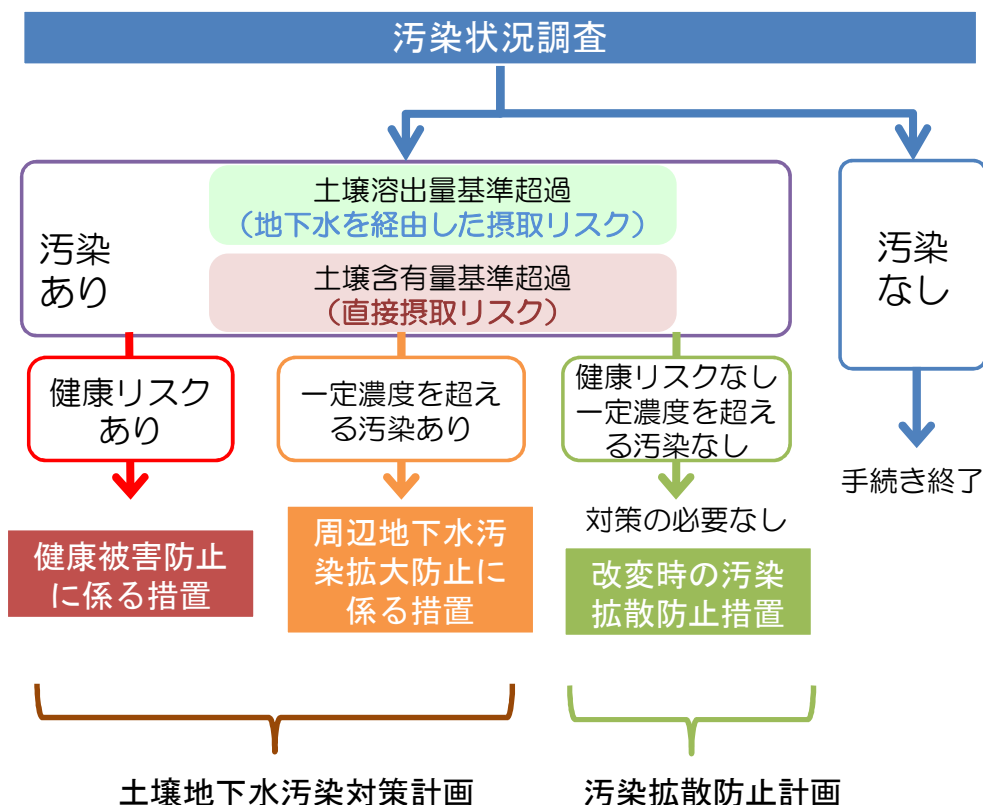
検討課題

指針事項のうち対策に係る事項について検討

検討項目	概要
① 土壌地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画の目標	健康被害防止に係る措置、周辺地下水汚染拡大防止に係る措置、汚染拡散防止措置のそれぞれの対策目標を定める
② 汚染状態に応じて選択できる措置の内容	健康被害防止に係る措置、周辺地下水汚染拡大防止に係る措置、汚染拡散防止措置のそれぞれにおいて選択できる措置の内容を整理する

3

①土壌地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画の目標



4

①土壌地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画の目標

健康被害防止
に係る措置



健康リスク
あり

- ・土壌溶出量基準超過で、周辺に飲用井戸がある場合
又は
- ・土壌含有量基準超過で、人が立ち入れる場合

目標の方向性

人への摂取経路を遮断又は監視すること

(法と整合)

具体的な目標(案)

【周辺で地下水の飲用利用がある土地】

ア 地下水汚染が生じている土地

土壌溶出量が処理基準以下となるように汚染を除去するか、汚染土壌を適切に封じ込めること

イ 地下水汚染が生じていない土地 (※“目標濃度”以下の場合も含む)

アの内容又は地下水汚染が生じていないことを監視すること

【人の立入りのある土地】

土壌含有量が処理基準以下となるように汚染を除去するか、人と汚染土壌との接触を遮断すること

5

①土壌地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画の目標

周辺地下水汚
染拡大防止に
係る措置



一定濃度を
超える汚染あり

- ・第二溶出量基準超過の土壌がある場合
又は
- ・第二地下水基準超過の地下水がある場合

目標の方向性

周辺に地下水汚染が拡大しないようにすること

(条例独自規定)

具体的な目標(案)

ア. 敷地境界において第二地下水基準を超過している土地

敷地境界において地下水が第二地下水基準以下となるように汚染を除去するか、地下水汚染の拡大の防止をすること

イ. 敷地境界において第二地下水基準に適合している土地

アの内容、又は、敷地境界において地下水が第二地下水基準以下である状態を監視すること

土壌汚染対策法が、“土壌汚染”のみを措置の対象とするのに対し、条例は、土壌汚染に起因した“地下水汚染”にも着目して目標を定める

6

① 土壌地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画の目標

改変時の汚染
拡散防止措置



健康リスクなし
一定濃度を超
える汚染なし

汚染が残置されている土地において、土地の改
変を行なおうとするとき

目標の方向性

土地改変により汚染を拡散させないこと

(法と整合)

具体的な目標(案)

- ・改変にあたり、土壌及び地下水の汚染の拡散を生じさせないこと。
- ・搬出にあたり、汚染土壌の拡散を防止し、かつ適切な処理が行われること。
- ・措置の完了の時点で、当該土地の土壌汚染による健康被害のおそれがなく、かつ、当該土地の土壌汚染による地下水汚染の周辺への拡大が防止されていること。

7

② 汚染状態に応じて選択できる措置の内容

< 現行の土壌汚染対策指針で選択可能な措置 >

	第一種有害物質		第二種有害物質			第三種有害物質	
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		土壌含有量基準 ※1)	第二溶出量基準	
	適合	不適合	適合	不適合	不適合	適合	不適合
原位置不溶化	×	×	○	×	—	×	×
不溶化埋戻し	×	×	○	×	—	×	×
原位置封じ込め	○	○※2)	○	○※2)	—	○	×
遮水工封じ込め	○	○※2)	○	○※2)	—	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	—	○	○
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○	○
土壌入換え	—	—	—	—	○	—	—
盛土	—	—	—	—	○	—	—
舗装	—	—	—	—	○	—	—

※1) 第116条、第117条に基づく汚染拡散防止計画の場合に実施

※2) あらかじめ不溶化、抽出又は分解等の方法により、第二溶出量基準以下にしてから実施する。

8

(参考) 現行の土壤汚染対策指針で選択可能な措置(方法の内容の概要)

方法		方法の内容の概要
溶出量基準超過	原位置不溶化	薬剤の注入その他の汚染土壌を掘削せずに行う方法により有害物質を不溶化して、汚染土壌処理基準以下にする。
	不溶化埋め戻し	汚染土壌を掘削し、掘削された汚染土壌を薬剤の注入等により有害物質を不溶化して、汚染土壌処理基準以下となった土壌を原位置に埋め戻す。
	原位置封じ込め	汚染土壌のある範囲の側面を囲み、汚染土壌の下にある不透水層であって、最も浅い位置にあるものの深さまで、遮水の効力を有する構造物を設置する。 ・第二溶出量基準を超える土地は、不溶化、抽出又は分解等の方法により第二溶出量基準以下にしてから実施する。 ・不透水層: 透水係数 $100\text{nm}/\text{秒}$ 以下で厚さ 5m 以上の地層 ・上部の覆い: コンクリート厚さ 10cm 以上、アスファルト厚さ 3cm 以上
	遮水工封じ込め	不織布等の表面に二重の遮水シートを敷設した遮水層等を設置し、その内部に掘削された汚染土壌を埋め戻す。 ・第二溶出量基準を超える土地は、不溶化、抽出又は分解等の方法により第二溶出量基準以下にしてから実施する。 ・上部の覆い: コンクリート厚さ 10cm 以上、アスファルト厚さ 3cm 以上
	遮断工封じ込め	掘削された汚染土壌を対象地内に設置した鉄筋コンクリート造の遮断工封じ込め施設に埋め戻す。 ・底面・側面の鉄筋コンクリートの仕様: 一軸圧縮強度 $25\text{N}/\text{mm}^2$ 以上、厚さ 35cm 以上 ・目視等により損壊の有無を点検できる構造 ・上部の構造: コンクリート蓋による被覆
両方適用	土壌汚染の除去	汚染土壌を掘削し、掘削された場所を汚染土壌以外の土壌で埋め戻す。 ・不溶化して汚染土壌処理基準以下となったものを除く。 汚染土壌及び地下水から有害物質を原位置抽出法、原位置分解法等により取り除く。
	含有量基準超過	対象地の土地を砂利等で覆い、その上を厚さ 50cm 以上の汚染土壌以外の土壌により覆う。 ・対象地外へ搬出する場合、汚染土壌の適正な処分等を行う。 (平成15年環境省告示第20号、平成15年環境省告示第21号)
盛土舗装	土壌入換え	対象地内の土地に掘削した汚染土壌を埋め戻す。埋め戻された場所を砂利等で覆い、その上を厚さ 50cm 以上の汚染土壌以外の土壌により覆う。
	盛土舗装	対象地の土地を砂利等で覆い、その上を厚さ 50cm 以上の汚染土壌以外の土壌により覆う。 ・コンクリート厚さ: 10cm 以上 ・アスファルト厚さ: 3cm 以上

9

② 汚染状態に応じて選択できる措置の内容

健康被害防止
に係る措置

(1) 溶出量基準を超過している場合

(法と整合)

ア 地下水汚染が生じている土地

	第一種有害物質		第二種有害物質		第三種有害物質	
	第二溶出量基準		第二溶出量基準		第二溶出量基準	
	適合	不適合	適合	不適合	適合	不適合
原位置不溶化	×	×	○	×	×	×
不溶化埋戻し	×	×	○	×	×	×
原位置封じ込め	○	○※)	○	○※)	○	×
遮水工封じ込め	○	○※)	○	○※)	○	×
遮断工封じ込め	×	×	○	○	○	○
土壌汚染の除去	○	○	○	○	○	○
地下水汚染の拡大の防止	○	○	○	○	○	○

※) あらかじめ不溶化、抽出又は分解等の方法により、第二溶出量基準以下にしてから実施する。

イ 地下水汚染が生じていない土地(※目標濃度以下の場合も含む)

地下水質の監視、又はアの表に掲げる各措置

法で認められている措置であるため、条例でも追加

10

②汚染状態に応じて選択できる措置の内容

健康被害防止
に係る措置

(2)含有量基準を超過している場合

(法と整合)

	第二種有害物質
	土壌含有量基準
	不適合
土壌汚染の除去	○
土壌入換え	○
盛土	○
舗装	○
立入禁止	○

← 法で認められている措置であるため、条例でも追加

11

②汚染状態に応じて選択できる措置の内容

周辺地下水汚
染拡大防止に
係る措置

汚染状況調査の結果(敷地境界での地下水調査も含む)の
結果に基づき、以下の様に設定

(条例独自)

		地下水の汚染状態			
		地下水基準 適合	地下水基準 超過	第二地下水基準 超過、かつ 敷地境界で第二 地下水基準適合	敷地境界で 第二地下水 基準超過
土壌の 汚染状 態	溶出量基準 超過、 第二溶出量基準適合	—	—	地下水の水質の 測定【B】 又は スライド13の措置	スライド13 の措置
	第二溶出量基準超過	地下水の水質の測定【A】 又は スライド13の措置		地下水の水質の 測定【C】 又は スライド13の措置	

地下水の水質の測定は、【A】、【B】、【C】で、汚染状態が異なることに鑑み
測定の頻度(年4回、年1回など)、測定期間(期限あり、なし)などに違いを
設けてもよいのではないかと。

⇒法の議論も踏まえ、引き続き検討

12

②汚染状態に応じて選択できる措置の内容

周辺地下水汚染拡大防止に係る措置

＜方向性＞

汚染土壌に有効な措置と汚染地下水に有効な措置に分けて示す。

⇒汚染状態等により組み合わせて用いる

	汚染土壌に対する措置	汚染地下水に対する措置
原位置不溶化	○	×
不溶化埋戻し	○	×
原位置封じ込め	○	○
遮水工封じ込め	○	×
遮断工封じ込め	○	×
土壌汚染の除去（掘削除去）	○	×
土壌汚染の除去（原位置浄化）	工法による	工法による
地下水の拡大の防止	×	○

土からの溶出を防ぐものであり、地下水には無効

土の掘削を伴うものであり、地下水には別途対応が必要

＜確認事項＞

- ・地下水汚染への措置の場合、地下水汚染の範囲の把握が必要となるか？
- ・封じ込めの場合、第二溶出量基準超過部分の対応のみで足りるか？
- ・地下水汚染の拡大の防止の場合、第二地下水基準適合の確認で足りるか？

13

②汚染状態に応じて選択できる措置の内容

周辺地下水汚染拡大防止に係る措置

＜方向性＞

汚染土壌に有効な措置と汚染地下水に有効な措置に分けて示す。

⇒汚染状態等により組み合わせて用いる

	汚染土壌に対する措置	汚染地下水に対する措置
原位置浄化		
土壌ガス吸引	○	×
地下水揚水	△	○
エアースパージング	△	○
原位置分解（化学・生物）	○	○
原位置土壌洗浄	○	○

地下水に対する措置だが、間接的に土壌の浄化にもつながるか

＜確認事項＞

- ・原位置浄化の各措置の適用可能性について

14

②汚染状態に応じて選択できる措置の内容

改変時の汚染
拡散防止措置

(1)溶出量基準を超過している場合

(2)含有量基準を超過している場合

措置の目標である、以下の要件に適合する行為であれば、
実施可能であり、措置の種類について規定する必要なし

具体的な目標(案)(再掲)

- ・改変にあたり、土壌及び地下水の汚染の拡散を生じさせないこと。
- ・搬出にあたり、汚染土壌の拡散を防止し、かつ適切な処理が行われること。
- ・措置の完了の時点で、当該土地の土壌汚染による健康被害のおそれがなく、かつ、当該土地の土壌汚染による地下水汚染の周辺への拡大が防止されていること。

改変時

搬出時

終了時

15

②汚染状態に応じて選択できる措置の内容

健康被害防止
に係る措置

周辺地下水汚
染拡大防止に
係る措置

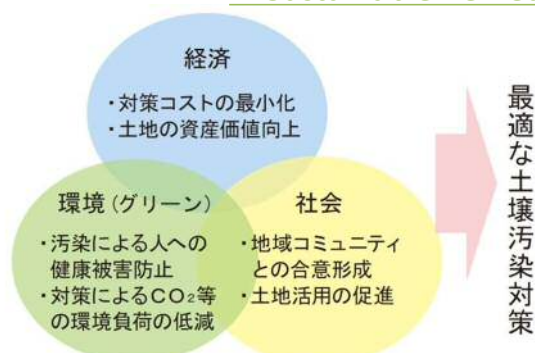
改変時の汚染
拡散防止措置

共通事項

措置の実施にあたっては、リスクに対して適切に対応した上で、
環境、経済、社会にも配慮することが重要

環境、経済、社会に配慮した土壌汚染対策

= Sustainable Remediation (SR)



指針改正の方向性(案)

措置の計画策定にあたっては、環境面、経済面、社会面への影響を考慮した
上で、**必要に応じて関係者とともに検討することが望ましい／よう努めること**

16

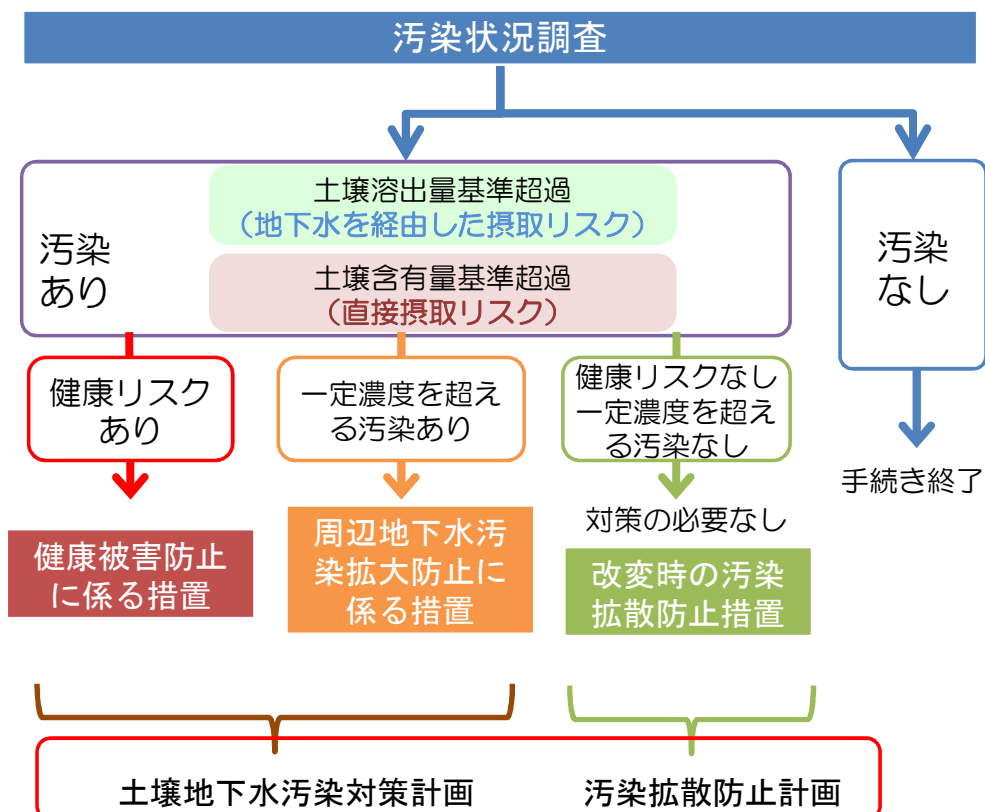
資料 5-2

【指針事項 2 対策】

施工時の基準、自然由来等基準不適合土壤

1

土壤地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画の流れ



2

汚染地のリスク管理

<これまでの議論>

「中間とりまとめ」見直しの方向性

- 条例に基づく調査の結果汚染があった土地において、規則で定める行為（汚染土壤に触れるような土地の改変、対策に係る構造物の改変）を行おうとする者は、行為の実施の前に汚染拡散防止計画書を提出し、工事終了後に汚染拡散防止措置完了届出を行う。
- 改変行為の要件は、法第12条及び第16条との整合を図る。
- 具体的な施行の基準は、指針で規定する。

改正案の概要（パブコメ案）

- 次に掲げる土地において、土地の掘削その他の行為（＝「汚染地の改変」）をしようとする者（＝「汚染地改変者」）は、当該汚染地の改変に伴う汚染の拡散を防止するための計画書（以下「汚染拡散防止計画書」という。）を作成し、知事に届け出なければならないこととする。
 - ・ 第114条、第115条、第116条において措置を実施したのち汚染の除去がされていない土地
 - ・ 第116条の調査結果により土壤汚染が認められたのち汚染の除去がなされていない土地（第114条若しくは第115条相当の土壤汚染があり命令を発出されているか、又は発出の見込みである土地を除く。）
- 汚染地改変者は、汚染拡散防止計画書の内容を誠実に実施し、汚染の拡散の防止の措置が完了したときは、その旨を知事に届け出なければならないこととする。

3

自然由来等基準不適合土壤の搬出

<これまでの議論>

「中間とりまとめ」見直しの方向性

- 自然由来等基準不適合土壤についての取扱いについては、判断に係る調査の方法、搬出及び処理の方法等を指針に規定する。
- 自然由来等による基準不適合の地歴がある土壤については、汚染状況調査での試料採取は必須とせず、搬出時に必要に応じて調査を実施する。
- 自然由来等による基準不適合土壤と判断したことについては、台帳に記載する。
- 自然由来等基準不適合土壤を外部へ搬出するときは、搬出の方法及び搬出先での処理等に関する汚染拡散防止計画書の提出を行う。
- 自然由来等基準不適合土壤の搬出が適切に行われたかどうかの確認は、汚染拡散防止措置完了届による。

改正案の概要（パブコメ案）

- 第113条から前条までの規定は、汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであると認められる場所（汚染の原因が、専ら自然的条件によるものと同程度に汚染された土砂に由来すると認められる埋立地を含む。）の土壤については、当該場所からの土壤の搬出による汚染拡散防止に必要な限りにおいて適用することとする。

4

本資料の検討課題

検討課題

指針事項のうち拡散防止措置について検討

検討項目	概要
(1) 汚染拡散防止に係る措置(土壌地下水汚染対策計画・汚染拡散防止計画共通事項)	①施行の基準 ②環境保全対策 ③搬出及び搬出先での処理の方法
(2) 自然由来等基準不適合土壌であることの判断の方法	地歴調査による判断の考え方
(3) 自然由来等基準不適合土壌の汚染拡散防止措置の方法	搬出先として選択可能な施設又は土地の条件、管理方法等

5

土壌汚染対策指針の構成(対策)

<対策に関する規程>

第3 計画の策定及び実施

1 汚染処理計画及び汚染拡散防止計画の目標

- (1)汚染処理計画の目標
- (2)汚染拡散防止計画の目標

2 汚染処理計画の策定及び実施

※略

3 汚染拡散防止計画の策定及び実施

- (1)汚染の状況
- (2)汚染の拡散防止の区域
- (3)汚染の拡散防止の方法
- (4)汚染の拡散防止の開始及び終了の時期
- (5)汚染の拡散防止の期間中の環境保全対策
- (6)汚染土壌の搬出及び搬出先での処理の方法

4 汚染処理又は汚染の拡散防止の措置の完了措置の方法ごとの確認方法

6

汚染地の改変行為（第1回資料・時点修正）

規則改正(方向性)

◆届出を要する行為

次のいずれかに該当する行為とする。

- 1 汚染除去等又は地下水汚染対策の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- 2 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上であること。
- 3 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上であること。
- 4 汚染土壌を敷地外へ搬出すること。

◆届出不要な行為

- 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 試験研究の用に供するために行う行為(改正後の法施行規則の書きぶりを参考にする)

※非常災害時の行為については、運用として、事後の提出(任意)の受理を可能とする。

7

(1) 汚染拡散防止措置の方法

<①施行の基準>

現状

・施行の基準にあたる内容はない(遮水壁の設置等の規定はない)。
環境保全対策の事項を満たすために必要な施行の方法については指導可能。

方向性

・法の方法に準拠することを原則とする
(⇒施行に伴う地下水汚染の拡散も防止する)

指針改正(方向性)

- 帯水層に汚染を拡散しない施行の方法について、法の形質変更時要届出区域における施行の基準に準じて実施する(将来にわたり地下水利用の見込まれない土地での施行は、埋立地管理区域における施行の基準に準じる)。これに依り難い場合は、土壌地下水汚染対策計画(又は汚染拡散防止計画)において、施行方法及び当該方法において拡散の防止がなされる根拠について具体的に計画に記載する。
- 同一敷地内での汚染土壌の移動(仮置きを含む。)については、移動に伴う汚染の拡散を生じさせないこととし、その方法について具体的に計画に記載する。

8

(1) 汚染拡散防止措置の方法

<②環境保全対策>

現行の土壤汚染対策指針

汚染処理の期間中の環境保全対策

次に掲げる必要に応じた環境保全上の対策を講じる。

《ガス・臭気対策》	ア 発生ガス・排出ガス対策、悪臭の放出・油の流出防止対策のため、発生地点の密閉化、ガス等の処理施設の設置等を行う。
《汚水対策》	イ 汚水の対象地外への排出防止のため、集水施設及び処理施設の設置等を行う。
《飛散防止》	ウ 土壌の飛散防止、汚染処理等の区域外への拡散を防止するため、散水設備、防風ネット、洗車設備の設置等を行う。
《モニタリング》	エ 処理等の実施による周辺環境への影響を確認するため、対象地の周辺の、公共用水域、地下水、大気中の有害物質について定期的に測定し、影響が見られる場合にはアからウまでの対策を実施する。
《掲示》	オ 対象地の周囲の外部から見やすい場所に、汚染の状況、汚染処理又は拡散防止計画の区域等汚染処理計画（汚染拡散防止計画）の内容の概要を掲示するとともに、進ちょく状況、問い合わせ窓口等について掲示する。

9

(1) 汚染拡散防止措置の方法

<②環境保全対策>

指針改正(方向性)

〇グリーン・レメディエーション（GR）の観点から、**項目を追加し**、当該土地で実施が可能な環境保全対策については、積極的に実施することを原則とする。

指針改正(素案)

措置期間中の環境保全対策(地下水質の監視の措置の場合を除く。)

次に掲げる必要に応じた環境保全上の対策について、**当該土地で実施が可能な環境保全対策については、積極的に実施することを原則とする。**

●既存の項目	《ガス・臭気対策》、《汚水対策》、《飛散防止》、《モニタリング》、《掲示》
●追加検討	《騒音・振動》 低騒音・低振動の機材の使用、防音壁の設置、騒音・振動計を設置し、モニタリング 《エネルギー》 燃費性能の良い機材の使用、運搬・搬出距離の検討 《資源循環》 廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進 《生態系保護》 使用する薬剤等の配慮

※工事実施時のみならず、資材調達から汚染土壌の処理までの全工程で環境負荷に配慮する視点が重要
 ※都で開発した、「環境負荷定量評価ツール」の活用を推進していく。

10

(1) 汚染拡散防止措置の方法

<③搬出及び搬出先での処理の方法>

現行の土壤汚染対策指針

汚染土壤の搬出及び搬出先での処理の方法

《汚染土壤の搬出方法》	・有害物質の飛散等及び地下への浸透を防止するために必要な措置を講ずる。 ・運搬に伴う悪臭、騒音又は振動等によって生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずる。
《汚染土壤の搬出先での処理》	汚染土壤を処理する施設の種類は、次に掲げるとおりとする。 (ア) 浄化等処理施設 (イ) セメント製造施設 (ウ) 埋立処理施設
《管理票の交付等》	汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、運搬を受託した者に対し、管理票を交付する。また、運搬又は処理が終了したことを管理票の写しにより確認し、管理票の写しの送付を受けた日から5年間保存する。 (詳細省略)

現状

搬出、処理については、法の規定を参考に、遵守を必須とする事項に絞って、指針に記載している。

11

(1) 汚染拡散防止措置の方法

<③搬出及び搬出先での処理の方法>

指針改正(方向性)

- 搬出の方法は、法の運搬基準によることとする。
- 処理施設については、法の汚染土壤処理施設によることとする。
- 管理票についても、法の規定に準拠することとする。

指針改正(素案)

汚染土壤の搬出及び搬出先での処理の方法

《汚染土壤の搬出方法》	・汚染土壤の搬出に当たっては、 法施行規則第65条の基準に準じて実施する 。これに依り難い場合は、搬出の方法について、土壤地下水汚染対策計画(又は汚染拡散防止計画)においてその方法を具体的に記載する。
《汚染土壤の搬出先での処理》	汚染土壤を処理する施設は、 法第22条に基づく許可を有する汚染土壤処理施設とし、その処理の方法は処理業省令第5条によるものであることを契約書において確認する 。
《管理票の交付等》	汚染土壤の運搬又は処理を他人に委託する場合には、 法施行規則第○号様式による管理票について、法第20条の規定に準じ 、運搬者への交付、回付された管理票の写しの確認、管理票の保存を実施する。これに依り難い場合は、土壤地下水汚染対策計画(又は汚染拡散防止計画)において、使用する管理票の様式及び記載事項、交付、回付、保存の方法を具体的に記載する。

12

(2) 自然由来等基準不適合土壌に係る汚染拡散防止計画の目標

搬出による
汚染拡散防止
措置



汚染の原因が専ら自然的由来によるもの	法の自然由来特例区域相当
自然由来と同程度に汚染された土砂による埋立地	法の埋立地特例区域相当

目標の方向性

搬出に伴い、基準不適合土壌が拡散しないこと。

具体的な目標(案)

搬出にあたり、基準不適合土壌の拡散を防止し、かつ適切な管理が行われること。
(自然由来程度の汚染であることから、適切な管理がなされる土地等への搬出を可能とする。)

13

(3) 自然由来等基準不適合土壌であることの判断の方法

方向性

既往調査結果を活用し、土壌試料の採取は必須としないこととする。

指針改正(方向性)

【汚染の原因が専ら自然的原因である土地であることの判断の方法】

次の内容について、地歴調査で把握した場合は、当該土地について「汚染の原因が専ら自然的原因である土地」とする。

- ・過去に土壌調査等により汚染土壌処理基準を超える土壌が確認され、その汚染の由来が自然的原因若しくは汚染の程度が自然的原因と同程度である埋立材由来と判断したもの
- ・自然的原因(又は埋立材由来)であるとの判断は、当該土地の造成履歴や自然由来による汚染に関する一般的知見を総合的に検討したものであること。

【地歴調査で汚染の原因が専ら自然的原因であることを把握した土地における汚染状況調査】

自然的原因である汚染土壌処理基準超過については、改めて土壌試料の採取を要しない。ただし、法の自然由来特例調査又は埋立地特例調査を実施した場合は、その結果を汚染状況調査として報告することができる。

14

(3) 自然由来等基準不適合土壤の拡散防止

方向性 搬出にあたり、搬出先の管理が適切であることを確認する。

指針改正(方向性)

【汚染の原因が専ら自然的原因である土地の土壤の搬出及び搬出先での管理の方法】

○搬出の方法は、法の運搬基準によることとする。

○搬出先については、法の自然由来等基準不適合土壤の搬出が可能な施設のほか、以下の土地等への搬出を可能とする。

・残土等の受入基準を有する機関において、その基準に適合していることが受入先の求める試験方法により確認された場合

・同一の自然由来地層の広がり認められる土地において、受入先の土地が受入土壤を適切に管理すると認められる場合

・同一の埋立契機による埋立地において、受入先の土地が受入土壤を適切に管理すると認められる場合

○搬出先における受入土壤の基準及び管理の方法は、汚染拡散防止計画に記載する。

○搬出、運搬、受入については、都度記録を作成し、完了の届出の際に提出する。

15

(3) 自然由来等基準不適合土壤の拡散防止

規則改正(方向性)

汚染拡散防止計画書の提出を要する行為を限定する。

◆届出を要する行為

次のいずれかに該当する行為とする。**ただし、当該土地の土壤が【汚染原因が専ら自然由来等】に該当するときは、4に該当する行為とする。**

- 1 汚染除去等又は地下水汚染対策の措置を講ずるために設けられた構造物に変更を加えること。
- 2 土地の形質の変更であって、その対象となる土地の面積の合計が十平方メートル以上であり、かつ、その深さが50センチメートル以上であること。
- 3 土地の形質の変更であって、その深さが3メートル以上であること。

4 汚染土壤を敷地外へ搬出すること。

◆届出不要な行為 **(自然由来等搬出の場合も該当すれば届出不要)**

- 1 非常災害のために必要な応急措置として行う行為
- 2 試験研究の用に供するために行う行為(改正後の法施行規則の書きぶりを参考に)

※非常災害時の行為については、運用として、事後の提出(任意)の受理を可能とする。

16

(3) 自然由来等基準不適合土壤の拡散防止

規則改正(方向性)

汚染拡散防止計画書の記載事項・添付書類のうち
一部を記載不要・添付不要・用語の読替え等する。

	改正後(予定)	自然由来等の場合
様式記載事項	汚染地の改変の内容及び施行方法の詳細	汚染地の改変の内容(施行方法の詳細は省略可)
	環境保全対策	記載必要(搬出作業に係るものに限る。)
	当該汚染地の汚染により健康被害が生じ、あるいは周辺地下水汚染の拡大が生じるおそれの有無と、おそれがある場合に実施する措置の詳細	—
	搬出の開始及び処理完了の時期	記載必要
	搬出する汚染土壤の体積	記載必要
	汚染土壤を処理するものの氏名又は名称	汚染土壤を処理又は管理するものの氏名又は名称
	汚染土壤の処理方法	汚染土壤の処理又は管理の方法
添付書類	改変する場所の汚染状態を明らかにした図面	搬出する土壤の汚染状態を明らかにした図面
	改変の施行方法を明らかにした平面図、立面図及び断面図	—
	改変終了後の状況を明らかにした図面	添付必要(受入地における受入終了後の状況も含む。)
	運搬の方法	添付必要
	運搬するものの氏名又は名称	添付必要
	処理施設の所在地	処理施設又は受入先の所在地
	積み替え場所の所在地、氏名又は名称、連絡先	添付必要
	汚染土壤を適切に処理できることを証する書類	汚染土壤を適切に処理又は管理できることを証する書類
提出の際に提示を求める資料(土壤の受入に係る契約書、搬出元と受入先の土地が同一地層あるいは同一埋立契機であることを証する書類の詳細資料、受入先の土地の現場写真、受入先の土地の管理者の事業概要等)		
※規則事項外		

土壌汚染対策検討委員会設置要綱

(設置)

第1 有害物質やダイオキシン類等による土壌汚染の調査及び対策等について検討するため、土壌汚染対策検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2 委員会は、次に掲げる事項を検討する。

- (1) 有害物質やダイオキシン類等による土壌・地下水汚染の調査及び対策に関すること。
- (2) その他必要な事項

(構成)

第3 委員会は、局長が委嘱する学識経験を有する者10人以内をもって構成する。

2 局長は、必要があると認めるときは、委員会に臨時委員を置くことができる。

3 局長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(任期)

第4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は前任者の残存期間とする。ただし、再任は妨げない。

(委員長)

第5 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、委員が互選する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

(招集)

第6 委員会は局長が招集する。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、環境局環境改善部化学物質対策課において処理する。

(開催方法)

第8 会議は公開とする。

(議事録及び会議資料)

第9 会議ごとに議事録を作成することとする。

2 議事録は、公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に掲げる非開示情報に該当する部分については、非公開とすることができる。

3 前項ただし書に基づく非公開は、その根拠を明らかにすることとする。

4 前2項の規定は、会議資料等について準用する。

(雑則)

第10 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、昭和59年6月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成16年1月7日から施行する。(改正)

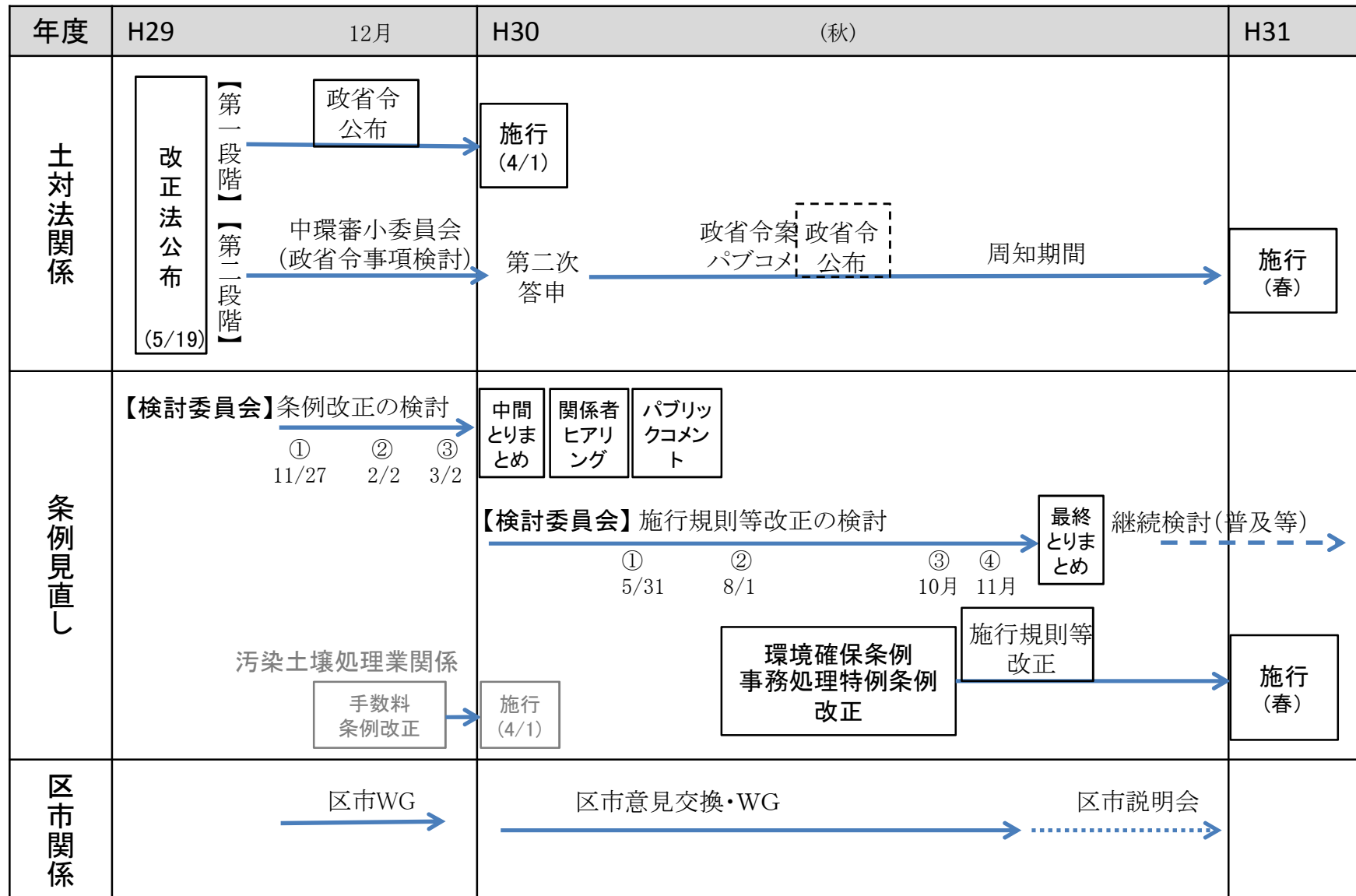
附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。(組織改正)

附 則

この要綱は、平成29年1月4日から施行する。(改正)

都の土壤汚染対策制度の見直しに係る検討スケジュール(案)



土壌汚染対策検討委員会における検討スケジュール

(平成30年度) (案) 下線は第1回資料3-2からの変更点

日程	議 事 事 項	
第 1 回 H30年 5月31日	○条例事項 (最終) ○規則事項 1 基準 2 手続 ○指針事項 1 調査	1 中間とりまとめ 関係者ヒアリング状況 2 パブリックコメントの資料案について 3 規則改正事項、指針改正事項の整理 4 規則事項 1 (基準) ①健康リスクの判断基準 ②地下水汚染対策に係る判断基準 5 規則事項 2 (手続) ①調査猶予 (第116条関係) ②第117条の適用除外行為 (第117条関係) ③汚染地の改変行為 (第116条・第117条共通) 6 指針事項 1 (調査) 汚染状況調査 (①第 1 種ボーリング②地下水調査③調査省略)
第 2 回 H30年 8月1日	○規則事項 3 記載事項 ○指針事項 1 調査 2 対策	1 条例改正案に対するパブリックコメント募集の結果 (報告) 2 規則事項 3 (記載事項) ①調査・対策に係る報告書等 ②台帳 3 指針事項 1 (調査) ②地下水調査の方法 (検討) 4 指針事項 2 (対策) ①汚染除去等に係る措置の方法 ②地下水汚染対策に係る措置の方法 ③汚染拡散防止措置の方法 ④自然由来等基準不適合土壌の拡散防止措置の方法 ①対策の目標・措置の内容 ②施行時の基準、自然由来等基準不適合土壌
第 3 回 H30年 10月中旬	○指針事項 1 調査 2 対策 3 その他 ○ここまでの検討の整理	1 環境確保条例の改正について (経過報告) 2 指針事項 1 (調査) ④地歴調査及び有害物質取扱状況の把握 ⑤調査義務外の調査方法 (深度方向調査、搬出土調査等) 3 指針事項 2 (対策) ⑤最適な土壌汚染対策の選択 4 指針事項 3 その他指針に記載すべき事項 5 通知事項① (土壌地下水汚染対策命令発出に関する事項等) 6 その他積み残し事項の整理・確認
第 4 回 H30年 11月中旬	○制度見直し 最終取りまとめ ○施行に向けての対応	1 通知事項② (第116条調査猶予・調査時期変更への対応、所有者通知等) 2 通知事項③ (調査・対策の各規定に係る解説的事項) 3 土壌汚染対策制度の見直し検討 最終取りまとめ
以降、平成31年度にかけて検討を予定している事項 ・ 操業中対策の普及促進 (中小事業者土壌汚染対策ガイドライン、土壌汚染対策アドバイザー制度等) ・ 汚染が確認されなかった届出に係る情報の公開		